

和水町 公共施設等総合管理計画 (改訂版)



熊本県 和水町
2016年3月
(2022年3月改訂)
(2023年3月一部修正)

目 次

第1章 まちの概要

| | |
|-----------------|---|
| 1 和水町の概要 ······ | 1 |
| 2 財政状況 ······ | 5 |

第2章 公共施設等の現状と将来見通し

| | |
|----------------------|----|
| 1 対象施設 ······ | 8 |
| 2 施設の現状 ······ | 9 |
| 3 将来の更新費用の見通し ······ | 14 |

第3章 公共施設等総合管理計画の目的等

| | |
|---------------------------|----|
| 1 公共施設等総合管理計画の目的 ······ | 20 |
| 2 公共施設等総合管理計画の位置付け ······ | 21 |
| 3 計画期間 ······ | 22 |
| 4 計画の進行管理、マネジメント ······ | 23 |
| 5 推進体制 ······ | 23 |

第4章 公共施設等の管理に関する基本方針

| | |
|------------------------|----|
| 1 公共施設における現状と課題 ······ | 24 |
| 2 全体目標 ······ | 25 |
| 3 公共施設等の維持管理方針 ······ | 27 |

第5章 施設類型ごとの基本方針

| | |
|----------------------|----|
| I. 建築系公共施設 維持管理の基本方針 | 40 |
| 1. 学校教育系施設 | 41 |
| 2. 町民文化系施設 | 42 |
| 3. 社会教育系施設 | 43 |
| 4. スポーツ施設 | 44 |
| 5. レクリエーション・観光施設 | 45 |
| 6. 子育て支援施設 | 46 |
| 7. 保健・福祉施設 | 47 |
| 8. 医療施設 | 48 |
| 9. 行政系施設 | 49 |
| 10. 公営住宅 | 50 |
| 11. 供給処理施設 | 51 |
| 12. 下水道施設 | 52 |
| 13. 公園 | 53 |
| 14. その他 | 54 |
| II. 土木系公共施設 | |
| 1. 道路 | 56 |
| 2. 橋りょう | 56 |

第1章

まちの概要

1 和水町の概要

(1) 位置・地勢

和水町は、2006年3月に旧菊水町と旧三加和町の合併により誕生しました。熊本県の北西部、福岡県との県境に位置し、面積は98.75km²です。福岡県みやま市、八女市、熊本県玉名市、南関町、玉東町、山鹿市と接しており、九州自動車道のインターチェンジを有し、熊本・福岡いずれの都市圏にもアクセス条件のよいところに位置しています。また2011年には九州新幹線の開業に伴い、新玉名駅が置かれたことから各都市からのアクセスがより便利になりました。

人口は9,342人（2020年国勢調査）であり、熊本県内45自治体のうち29番目の規模となります。主要産業は農業（米、野菜、果実等）ですが、電器、精密機械等の企業誘致も進めてきました。

菊水地区には江田船山古墳・肥後民家村・トンカラリン、三加和地区には田中城跡など、各地区に歴史的資源を有し、それらを活用した観光業にも力を入れています。

《和水町の変遷》

・1889年（明治22年）

町村制施行により、現在の町域にあたる以下の7村が発足。

江田村・花簇村・川沿村・東郷村・神尾村・緑村・春富村

・1943年（昭和18年）

江田村が町制施行により江田町となる。

・1954年（昭和29年）

江田町・花簇村・川沿村・東郷村が合併し、菊水町が発足。

・1955年（昭和30年）

神尾村・緑村・春富村が合併し、三加和村が発足。

・1968年（昭和43年）

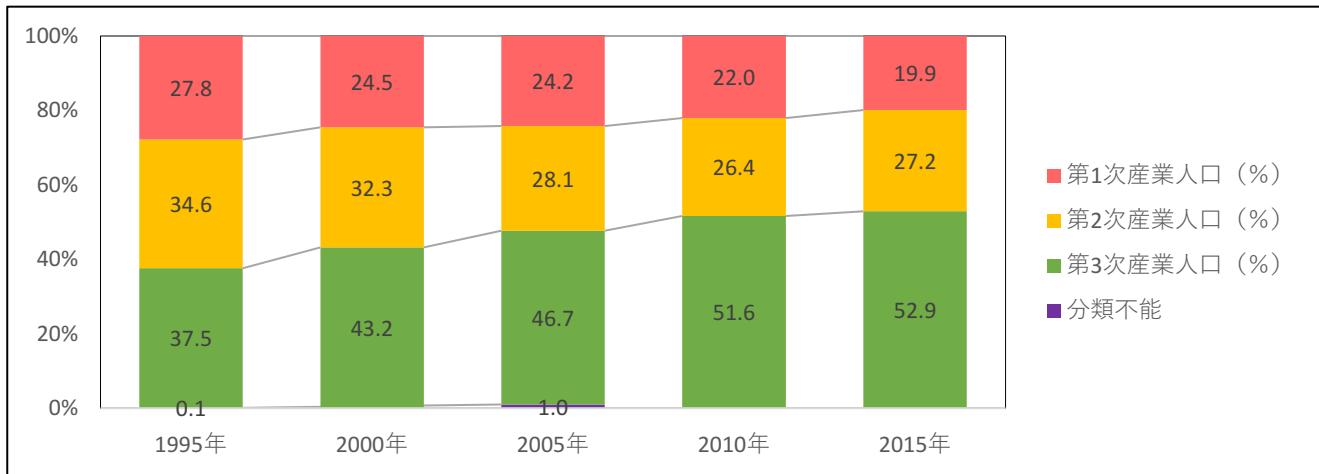
三加和村が町制施行。三加和町となる。

・2006年（平成18年）

菊水町・三加和町が合併し、和水町が発足。

(2) 産業

過去20年間の推移を見ると、1995年には第1次産業・第2次産業の従事者を合わせた割合が全体の6割を超えていましたが、20年のうちに第3次産業の割合が増え、5割弱に減少していることが分かります。



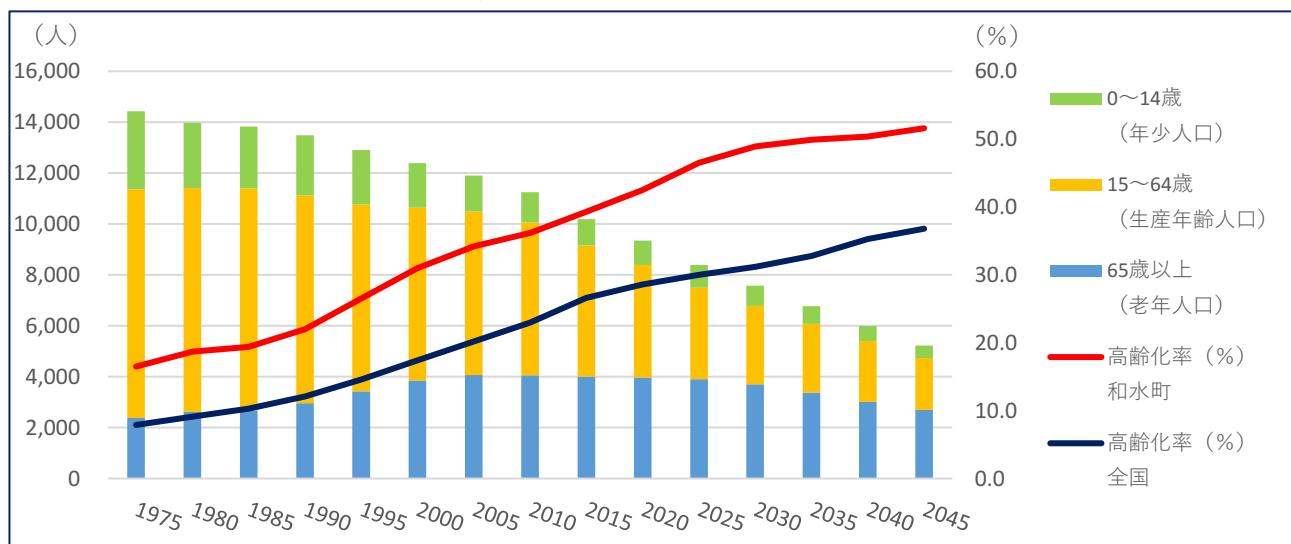
※ 国勢調査をもとに作成

(3) 人口の動向と将来予測

人口の推移と今後の人口の推計を見ると、全国平均に比べて高齢化比率が高く、その差が徐々に大きくなっていることが分かります。

1975年と2045年の人口を比較すると70年で6割以上の減少が見込まれ、高齢化率もこのままの推移を続けていくと、2045年には51%程度に達すると予測されています。

◆1975年から現在の人口推移と2045年までの人口予測

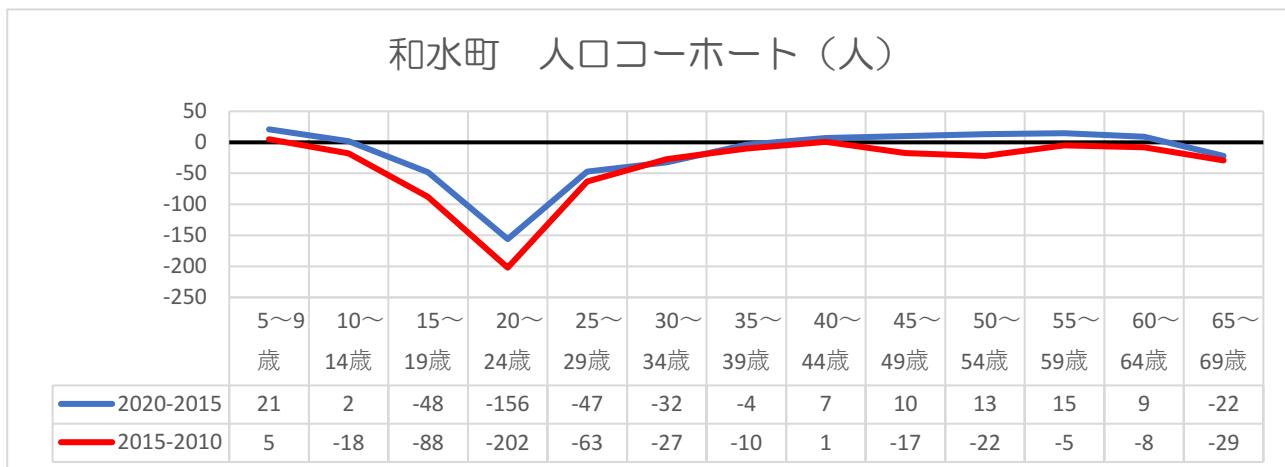


※ 2020年までは国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所のデータを使用

(4) 人口動態

人口コホート分析

人口コホート分析¹は、国勢調査の5歳年代別人口が、5年間にどの程度増減したかを見る手法です。70歳未満では自然減は人口比でさほど多くないため、事実上の社会増減を見ることができます。



※ 国勢調査をもとに作成

分析の結果、以下のことが明らかになりました。

- 15~19歳及び20~24歳の高校生・大学生世代で大きく減少している。
- 35~39歳世代より上の世代では大きな増減が見られない。
- 近隣自治体にも和水町と同様の傾向が見られる。

この背景には、以下の点があるものと推測されます。

- 高校、大学等への進学や就職の時期に町外へ多く流出している。
- 進学等で流出した学生は、就職期においても和水町には戻っていない。
- 35~39歳世代以降は、流入も流出もあまり見られない。

¹ コホート分析は、特定の年齢階層のグループが次の時点でどのように変動したかを分析するものです。ここでは、国勢調査のデータをもとに、各年齢階層の5年後の変動状況（流入・流出）を見ることができます。

従業通学分析

人口コーホート分析が常住人口を年齢別構成で分析する手法である一方、従業通学分析は、通勤通学の動向を把握するものです。

和水町従業通学分析（他市町比較）

| 市町村 | 常住人口 | 雇用人口 | 雇用間 人口比率 | 常住人口中 従業通学者 数 | 従業通学者 比率 | 他地域への 従業通学者 数 | 流出比率 | 当地での従 業通学者数 | 当地への従 業通学者数 | 流入比率 |
|-----|---------|---------|-------------|---------------------|-------------|---------------------|-------|----------------|----------------|-------|
| 和水町 | 10,191 | 9,703 | 95.2% | 5,799 | 56.9% | 2,687 | 46.3% | 7,995 | 2,196 | 27.5% |
| 山鹿市 | 52,264 | 50,701 | 97.0% | 31,218 | 59.7% | 7,891 | 25.3% | 37,529 | 6,311 | 16.8% |
| 玉名市 | 66,782 | 64,969 | 97.3% | 39,290 | 58.8% | 11,656 | 29.7% | 49,087 | 9,797 | 20.0% |
| 南関町 | 9,786 | 10,039 | 102.6% | 5,660 | 57.8% | 2,472 | 43.7% | 8,381 | 2,721 | 32.5% |
| 玉東町 | 5,265 | 4,221 | 80.2% | 3,311 | 62.9% | 1,690 | 51.0% | 3,956 | 645 | 16.3% |
| 長洲町 | 15,889 | 17,057 | 107.4% | 8,974 | 56.5% | 3,980 | 44.4% | 14,107 | 5,133 | 36.4% |
| 熊本市 | 740,822 | 756,852 | 102.2% | 424,999 | 57.4% | 161,779 | 38.1% | 496,761 | 71,762 | 14.4% |

※ 2015年国勢調査をもとに作成

和水町は雇用間人口比率95.2%と雇用人口が少なくなっています。また、同様の傾向は近隣自治体にも見られます。

和水町流出・流入人口合計（他市町比較）

| 市町村 | 流出（総数） | 流出（通勤） | 流出（通学） | 流入（総数） | 流入（通勤） | 流入（通学） | 流入・流出比率 |
|-----|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 和水町 | 2,687 | 2,361 | 326 | 2,196 | 2,192 | 4 | 122% |
| 山鹿市 | 7,891 | 7,064 | 827 | 6,311 | 5,485 | 826 | 125% |
| 玉名市 | 11,656 | 10,292 | 1,364 | 9,797 | 7,630 | 2,167 | 119% |
| 南関町 | 2,472 | 2,115 | 357 | 2,721 | 2,695 | 26 | 91% |
| 玉東町 | 1,690 | 1,488 | 202 | 645 | 641 | 4 | 262% |
| 長洲町 | 3,980 | 3,363 | 617 | 5,133 | 5,128 | 5 | 78% |
| 熊本市 | 161,779 | 141,689 | 20,090 | 71,762 | 58,004 | 13,758 | 225% |

※ 2015年国勢調査をもとに作成

この点を具体的に把握するために、通勤通学人口分析を行ったところ、通学における流入出の差が影響していることが分かりました。流入元、流出先の内訳を見ると、隣接する山鹿市、玉名市の割合が大きくなっています。また、熊本市の割合も大きく、熊本市も通勤・通学圏であることが分かります。

和水町流入人口・流入元

| 市町村 | 流入（通勤・通学） | 流入全体 に占める 割合 (%) |
|-----|-----------|---------------------------|
| 山鹿市 | 464 | 21% |
| 玉名市 | 662 | 30% |
| 南関町 | 224 | 10% |
| 玉東町 | 48 | 2% |
| 長洲町 | 51 | 2% |
| 熊本市 | 213 | 10% |
| 総数 | 2,196 | |

和水町流出人口・流出先

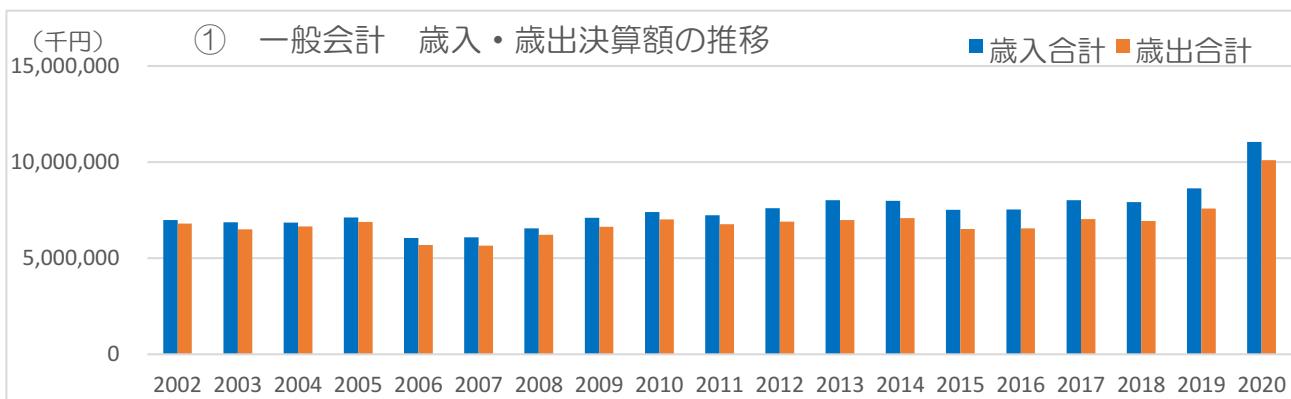
| 市町村 | 流出（通勤・通学） | 流出全体 に占める 割合 (%) |
|-----|-----------|---------------------------|
| 山鹿市 | 691 | 26% |
| 玉名市 | 637 | 24% |
| 南関町 | 327 | 12% |
| 玉東町 | 35 | 1% |
| 長洲町 | 78 | 3% |
| 熊本市 | 377 | 14% |
| 総数 | 2,687 | |

※ 2015年国勢調査をもとに作成

2 財政状況

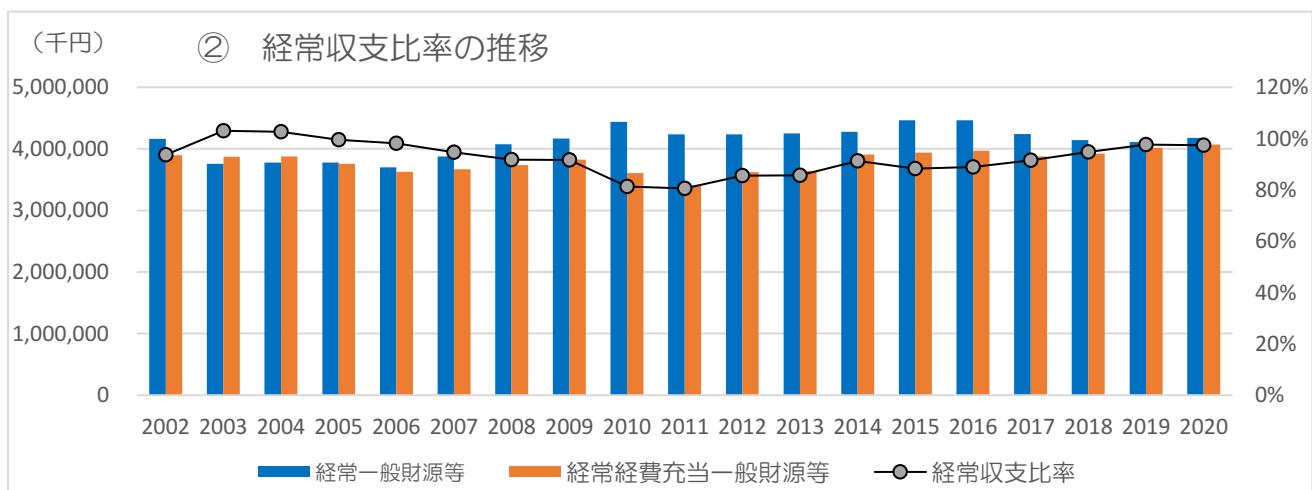
(1) 歳入歳出の推移

財政状況を知る上で最も基本的な歳入と歳出の推移を確認します。2020年度は新型コロナ対策の影響によって予算規模が大きく増加しているため、2020年度を除く過去18年の推移を見ると、歳入は2006年度60.4億円の最少額に対して、2019年度は86.3億円で最大額となっています。また、歳出では2007年度56.6億円の最少額に対して、2019年度は75.9億円で最大額となっています。



(2) 経常収支比率の推移

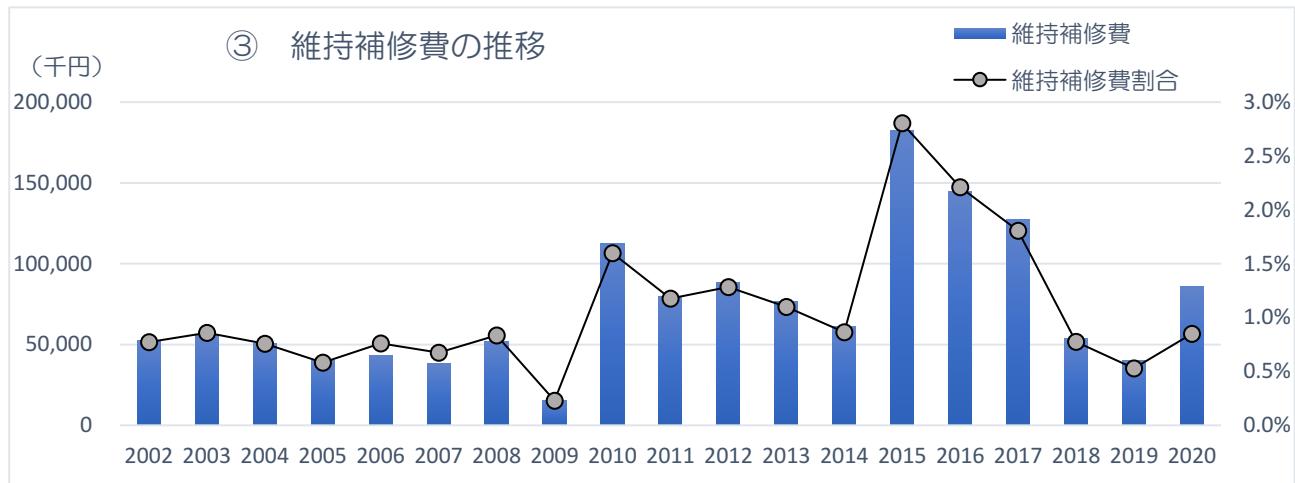
毎年の経常的な支出が、毎年見込まれる基本的な収入に対してどれくらいの規模を示しているのかを確認します。経常収支比率²の過去19年の推移をみると、2011年度までは減少していましたが、2012年度以降は上昇傾向にあります。



² 財政構造の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示しています。この比率が100になると完全に財政が硬直化していることを示し、100を超えると、恒常的に必要な経費が収入でまかなえていない状態になっていることを示します。

(3) 維持補修費の推移

公有財産の維持補修に係る費用（維持補修費³）の過去19年間の推移を見ると、2014～2015年度にかけては、道路橋りょうの補修・点検費用の増加によって大きな変動が見られます。建設後30年以上が経過した建物の割合が公有財産の56%に上ることから、今後も維持補修に大きい費用を要することが予想されます。



(4) 投資的経費の推移

歳出全体に対する投資的経費⁴の割合を確認します。過去19年間の経費とその割合の推移を見ると平均で約12.7億円となっています。2016年度以降は増加傾向にあり、特に2019～2020年度は菊水区域小中学校の校舎建設・改修事業、学校給食調理場の建替え、学童保育施設の新築、総合グラウンド整備、斎場の改修等により大きく増加しています。

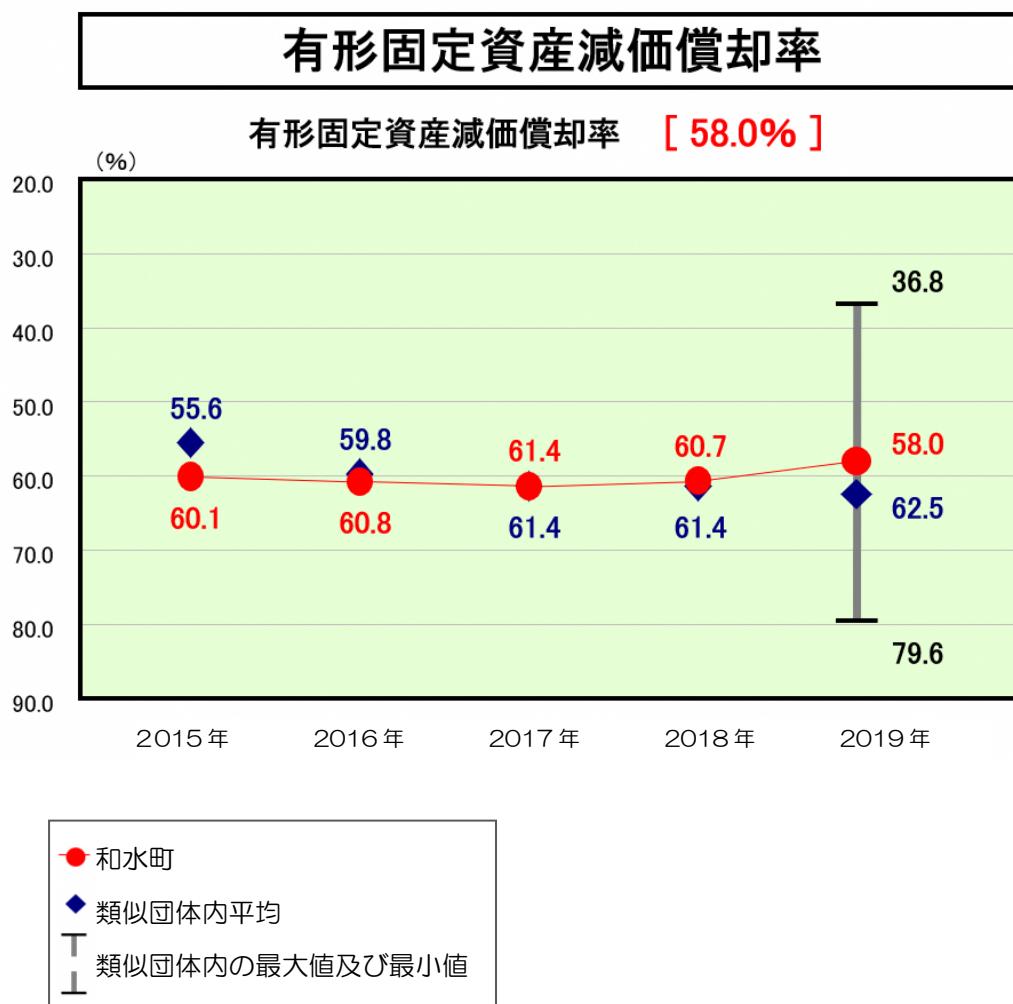


³ 地方公共団体が管理する公用施設等の効用を維持するための補修にかかる経費。

⁴ 支出の効果が長期にわたる（資本形成に向けられる）もので、施設など将来に残るものに支出される経費。

(5) 有形固定資産の減価償却率

公営住宅や道路橋りょうなどは耐用年数を超えるものもありますが、菊水区域小中学校、共同調理場等の更新により前年度より2.7ポイント下がり、類似団体平均を下回りました。2015年度に策定した公共施設等総合管理計画にもとづき、施設等の新規整備を抑制するとともに、公共施設の複合化⁵等により施設総量を縮減し、将来の更新費用の削減に取り組みます。また、2020年度策定の個別管理計画にもとづく老朽施設の点検・診断、長寿命化の推進により公共施設の適正管理に努めます。



⁵ 複合化とは、複数の異なる目的の施設を一つの建物にまとめることをいいます。
例えば、行政施設と社会教育施設を同じ建物内に設置する場合などが該当します。

第2章

公共施設等の現状と将来見通し

1 対象施設

本計画では町が所有するすべての施設を対象とし、建築系公共施設（ハコモノ）、土木系公共施設（インフラ）の2つに分類し整理します。さらに建築系公共施設は機能別に学校教育系施設、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ施設、レクリエーション・観光施設、産業系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、医療施設、行政系施設、公営住宅、供給処理施設、下水道施設、公園、その他の15種類と、土木系公共施設の道路（橋りょう・トンネル含む）に分類し整理します。

対象とする施設分類（機能別分類）

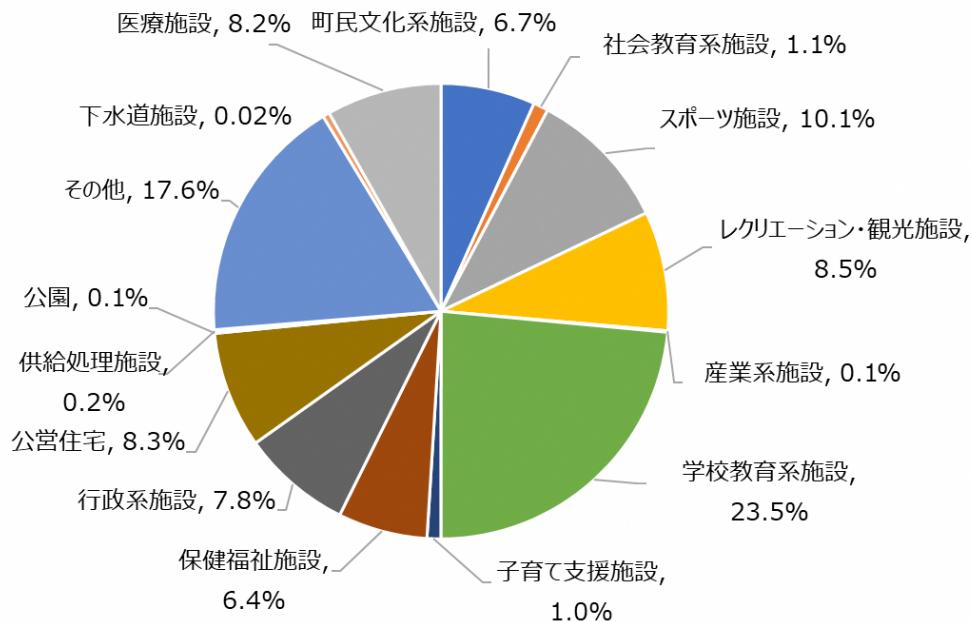
| 類型区分 | 大分類 | 中分類 | 主な施設 |
|-------------|-------------------|---------------------|--------------------------|
| 建築系 公共施設 | 学校教育系施設 | 学校 | 小学校・中学校 |
| | | その他教育施設 | 学校給食共同調理場 |
| | 町民文化系施設 | 集会施設 | 集会場、公民館、 コミュニティーセンター等 |
| | 社会教育系施設 | 博物館等 | 歴史資料館、伝統工芸館 |
| | スポーツ施設 | スポーツ施設 | 体育館、グラウンド付属施設等 |
| | レクリエーション・ 観光施設 | レクリエーション施設・ 観光施設 | 温泉、物産館、キャンプ場、 観光センター |
| | 産業系施設 | 農業施設 | 排水機場 |
| | 子育て支援施設 | 幼稚園・保育所・こども園 | 保育所、学童施設 |
| | 保健・福祉施設 | 高齢福祉施設 | 介護施設、福祉センター |
| | | 保健施設 | 保健センター |
| | 医療施設 | 医療施設 | 町立病院 |
| | 行政系施設 | 庁舎等 | 役場本庁、支所 |
| | 公営住宅 | 公営住宅 | 町営住宅 |
| | 供給処理施設 | 簡易水道施設 | 管理棟、管路等 |
| | 下水道施設 | 下水道施設 | 浄化センター |
| | 公園 | 公園 | 公園付属施設 |
| | その他 | その他 | 斎場、教職員住宅、廃校舎等 |
| 土木系 公共施設 | 道路 | 道路 | 一級・二級、その他町道 |
| | | 橋りょう | PC橋、RC橋、鋼橋等 |

2 施設の現状

(1) 建築系公共施設

1. 施設の数量

延べ床面積で見ると、学校教育施設が23.53%と最も大きな割合を占めています。次にその他、スポーツ系施設、レクリエーション・観光施設、公営住宅の順に多くなっています。

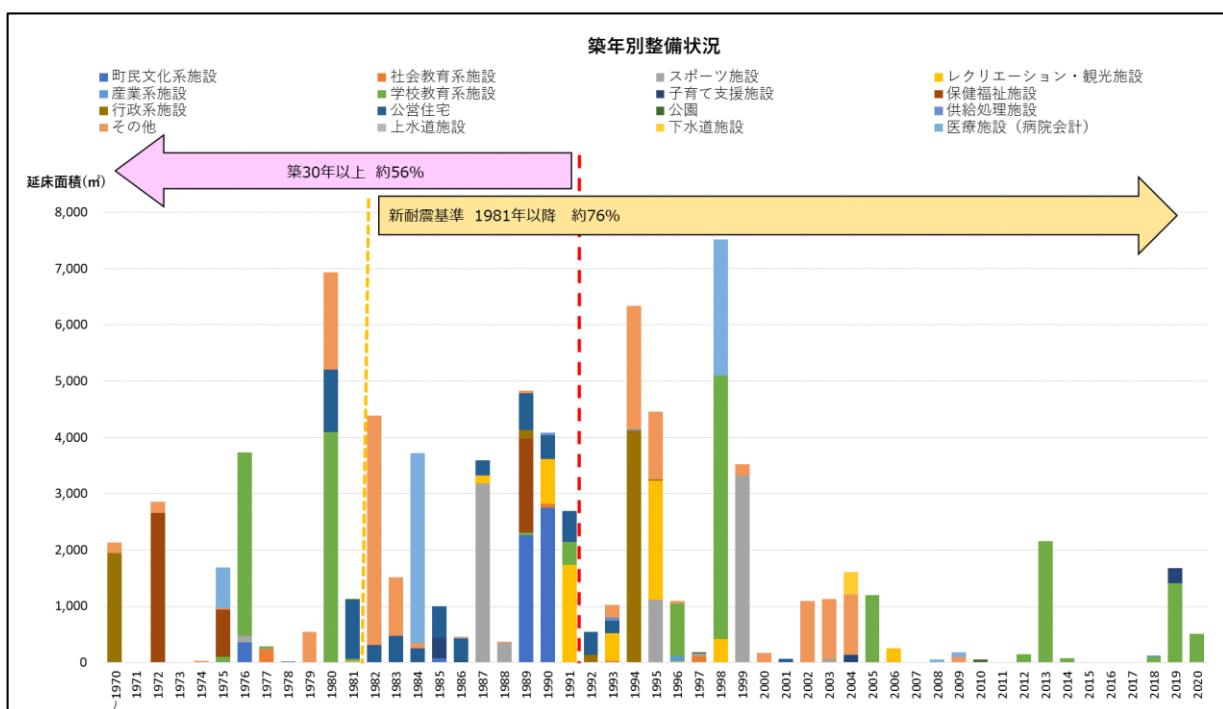


| 施設用途別 | 面積 (m²) | 割合 (%) |
|---------|-----------|--------|
| 学校教育系施設 | 19,159.19 | 23.53% |
| 子育て支援施設 | 796.51 | 0.98% |
| 保健福祉施設 | 5,174.60 | 6.36% |
| 行政系施設 | 6,372.60 | 7.83% |
| 公営住宅 | 6,733.86 | 8.27% |
| 公園 | 53.95 | 0.07% |
| 供給処理施設 | 157.08 | 0.19% |
| 下水道施設 | 391.00 | 0.48% |
| 医療施設 | 6,662.30 | 8.18% |
| その他 | 14,360.98 | 17.64% |
| 合計 | 81,423.74 | 100% |

2. 築年別整備状況

建物系公共施設の建築年別の面積を見ると、学校教育施設の建設に合わせて整備面積が大きくなっていることが分かります。築30年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、施設の老朽化が懸念される築30年以上の建物は全体の約56%で、新耐震基準の1981年以降に建築された施設は約76%となっています。

建築系公共施設 築年別整備状況



3. 施設の配置状況

主要施設（庁舎、学校、体育施設等）の配置状況を見ると、旧町毎に整備されている施設がそれぞれあるため、町全体では施設の重複が見られます。和水町では、小学校、斎場の統廃合を行うなど、施設の整理に取り組んでいます。



4. 過去の対策の実績

公共施設等総合管理計画策定後（2016年4月以降）に公共施設マネジメントとして実施、または実施予定（着手中）の対策は次のとおりです。

| 年度 | 施設名称 | 個別方針 | 状態 |
|---------------|---------------|--------|--------|
| 2018～ 2019 | 菊水小学校 | 長寿命化 | 耐震改修済み |
| | 菊水中学校 | 長寿命化 | 耐震改修済み |
| 2019 | 和水町農業就業改善センター | － | 除却済み |
| | 和水町老人福祉センター | － | 除却済み |
| 2020 | 旧菊水東小学校 | 民営化・譲渡 | 売却済み |
| | 旧菊水西小学校 | 民営化・譲渡 | 売却済み |
| | 学校給食菊水共同調理場 | 長寿命化 | 建替済み |
| 2021 | 和水町ふれあい会館 | 修繕対応 | 用途変更済み |
| | 旧菊水南小学校 | 民営化・譲渡 | 売却済み |
| | 旧神尾小学校 | 民営化・譲渡 | 売却済み |
| 2022～ 2023 | 和水町斎場 | 廃止 | 除却予定 |
| | 旧菊水母子健康センター | 廃止 | 除却予定 |

(2) 土木系公共施設(インフラ)

①道路

| 区分 | 種別 | 総延長(m) | 総面積(m ²) |
|----|---------|------------|----------------------|
| 道路 | 一般道路 | 267,334.20 | 2,165,641.58 |
| | 自転車歩行者道 | 16,173.60 | 49,479.85 |
| | 合計 | 283,507.80 | 2,215,121.43 |

②橋りょう

| 区分 | 橋長(m) | 橋面積(m ²) |
|------|----------|----------------------|
| 橋りょう | 1,971.30 | 9,416.95 |

③水道

| 区分 | 地区 | 管種 | 総延長(m) |
|----|------|-----|----------|
| 水道 | 大藤地区 | 導水管 | 473.20 |
| | | 配水管 | 2,044.60 |
| | 東郷地区 | 導水管 | 292.00 |
| | | 配水管 | 2,626.00 |
| | 馬場地区 | 配水管 | 1,045.90 |

④下水道

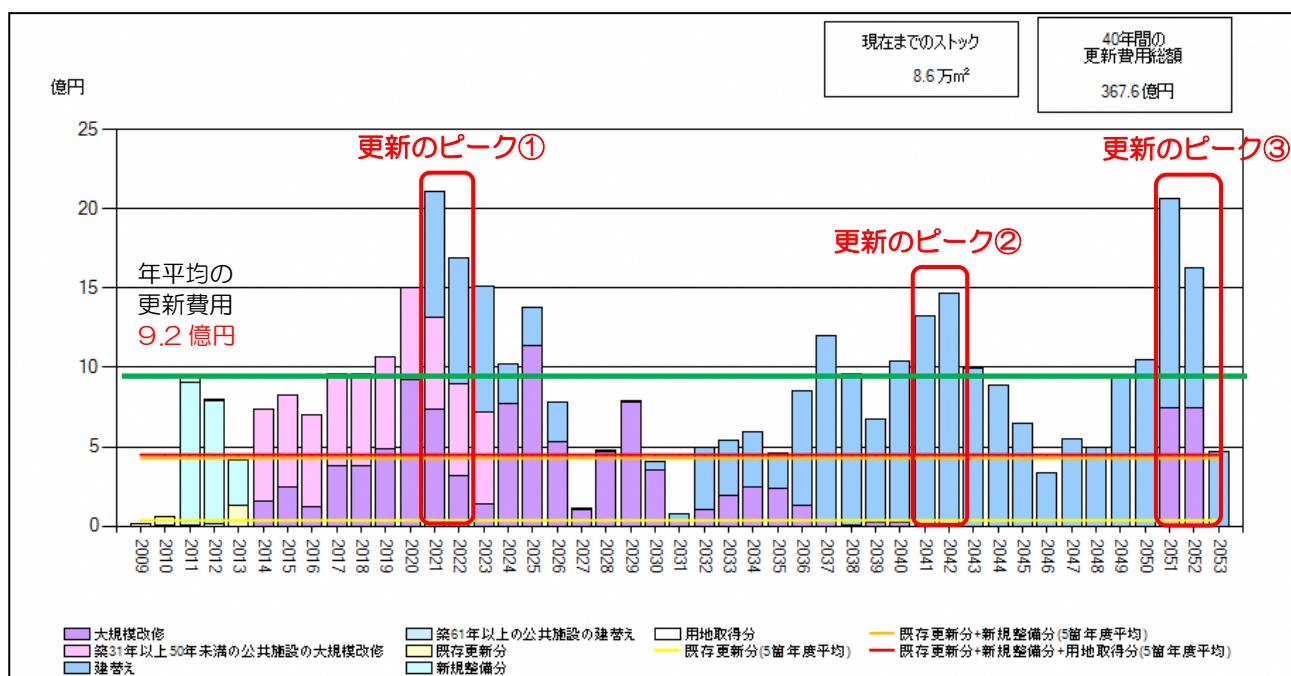
| 区分 | 管種 | 総延長(m) |
|-----|---------------|-----------|
| 下水道 | 薄肉塩ビ管 | 15,818.92 |
| | 本管形ゴム輪受口片受け直管 | 116.28 |
| | リブ付塩ビ管 | 1,220.90 |
| | ポリエチレン管 | 791.16 |
| | 塩ビ管 | 205.85 |
| | コンクリート管 | 54.10 |
| | 鉄筋コンクリート管 | 50.65 |
| | ダクタイル鋳鉄管 | 5.90 |
| | 合計 | 18,263.76 |

3 将来の更新費用の見通し

(1) 建築系公共施設の更新費用の試算結果

本町が所有するすべての建築系公共施設を大規模改修し、現状規模のまま建替えを行った場合の更新費用を試算した結果、2014年以降の40年間で367億6千万円（年平均9億2千万円）かかることが分かります。また、年平均を大きく上回る更新時期のピークが2021年、2042年、2051年の3回訪れることとなります。

建築系公共施設の更新費用（現状のままですべての施設を維持していく場合）



（※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2 より算定）

建築系公共施設の直近5カ年の投資的経費（千円）

| 年度 | 既存更新分 | 新規整備分 | 用地取得分 | 合計 |
|---------|---------|---------|--------|---------|
| 2009 年度 | 15,845 | 0 | 0 | 15,845 |
| 2010 年度 | 8,486 | 0 | 54,372 | 62,858 |
| 2011 年度 | 6,051 | 901,108 | 38,336 | 945,495 |
| 2012 年度 | 11,530 | 778,362 | 8,795 | 798,687 |
| 2013 年度 | 131,683 | 289,492 | 1,389 | 422,564 |
| 平均 | 34,719 | 393,792 | 20,578 | 449,090 |

※ 当初策定時の直近5カ年の状況を記載しています。

公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）の更新費用シミュレーション条件

● 更新費用の推計額

事業費ベースでの計算とする。

一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため。

● 計算方法

耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する。

延べ床面積×更新単価

● 更新単価

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価をもとに用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

● 大規模改修単価

建替えの6割と想定し、この想定の単価を設定する。

● 耐用年数

標準的な耐用年数とされる 60 年を採用することとする。

日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より

● 大規模改修

建設後 30 年で行うものとする。

● 地域格差

地域差は考慮しないものとする。

● 経過年数が 31 年以上 50 年までのもの

今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。

● 経過年数が 51 年以上のもの

建替え時期が近いので、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建替えるものとして計算する。

● 耐用年数が超過しているもの

今後 10 年間で均等に更新するものとして計算する。

● 建替期間

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建替期間を 3 年間として計算する。

● 修繕期間

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、修繕期間を 2 年間として計算する。

総務省公共施設等更新費用試算ソフト 更新単価

| 施設用途 | 大規模改修 | 建替え |
|---------------|----------------------|----------------------|
| 町民文化系施設 | 25 万円/m ² | 40 万円/m ² |
| 社会教育系施設 | 25 万円/m ² | 40 万円/m ² |
| スポーツ施設 | 20 万円/m ² | 36 万円/m ² |
| レクリエーション・観光施設 | 20 万円/m ² | 36 万円/m ² |
| 産業系施設 | 25 万円/m ² | 40 万円/m ² |
| 学校教育系施設 | 17 万円/m ² | 33 万円/m ² |
| 子育て支援施設 | 17 万円/m ² | 33 万円/m ² |
| 保健・福祉施設 | 20 万円/m ² | 36 万円/m ² |
| 医療施設 | 25 万円/m ² | 40 万円/m ² |
| 行政系施設 | 25 万円/m ² | 40 万円/m ² |
| 公営住宅 | 17 万円/m ² | 28 万円/m ² |
| 供給処理施設 | 20 万円/m ² | 36 万円/m ² |
| その他 | 20 万円/m ² | 36 万円/m ² |

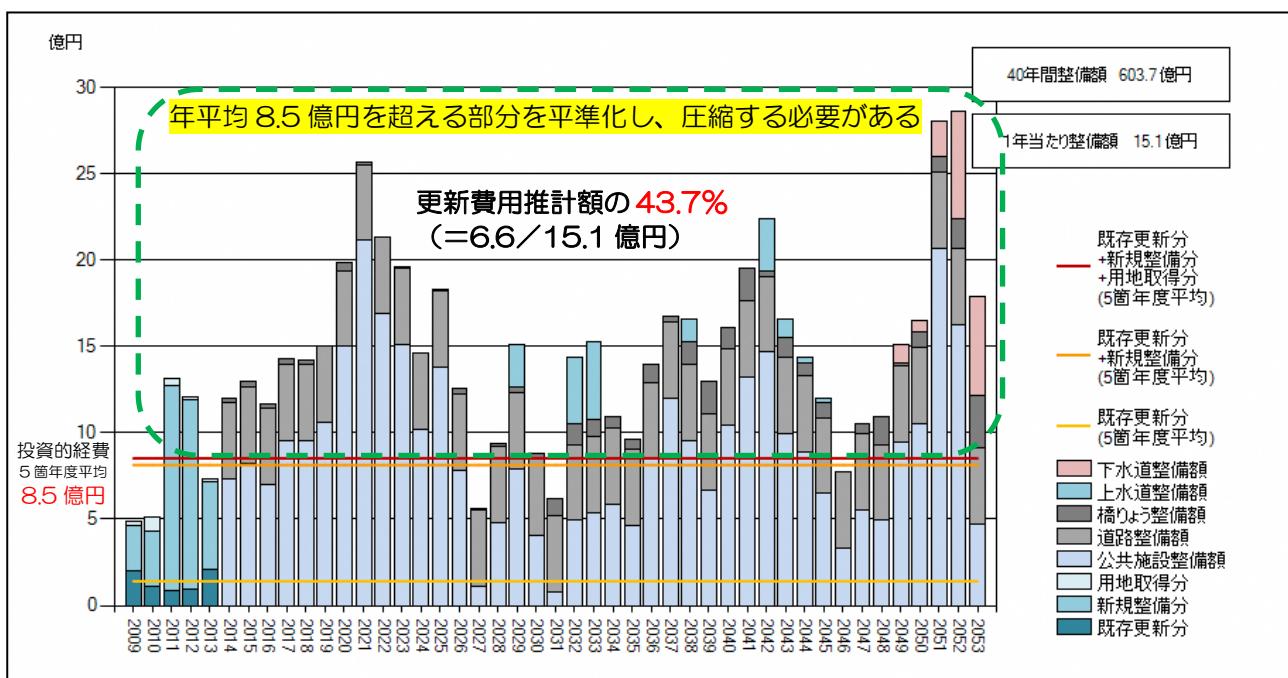
| 施設用途 | 更新年数 | 更新単価 |
|------|------|---------------------------|
| 道路 | 15 年 | 4,700 円/m ² |
| 橋りょう | 60 年 | 425 千円/m ² |
| 水道 | 60 年 | 100~923 千円/m ² |
| 下水道 | 50 年 | 61~295 千円/m ² |

(2) 公共施設全体の更新費用

建築系、土木系、企業会計すべての公共施設の更新費用を試算した結果、2014年以降の40年間で、603億7千万円（年平均15億1千万円）かかることが分かりました。

直近5カ年（2009～2013年度）の公共施設にかかる投資的経費は年平均約8億5千万円ですので、毎年6億6千万円不足することになります。

公共施設全体の更新費用（現状のまますべての施設を維持していく場合）



（※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2 より算定）

公共施設とインフラ全体の投資的経費

| | | 建築系 | 土木系 | 企業会計 | 合計 |
|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 更新費用(40年間平均) | | 9.2億円 | 5.1億円 | 0.8億円 | 15.1億円 |
| 投資的経費 | 5カ年平均 | 4.5億円 | 4.0億円 | 0億円 | 8.5億円 |
| 不足分 | 5カ年平均 | △4.7億円 | △1.1億円 | △0.8億円 | △6.6億円 |

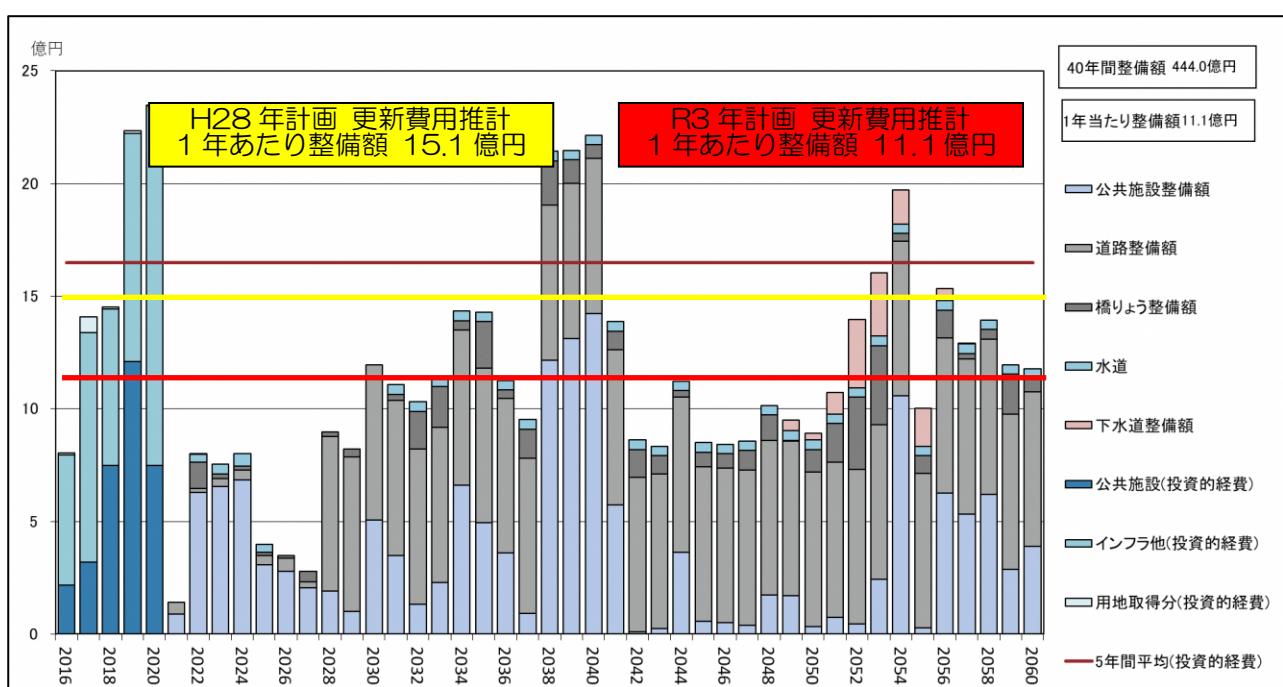
※ 5カ年平均とは、2009～2013年度の平均値です。

(3) 個別施設計画を反映した更新費用推計

これまでの実績と個別施設計画における将来更新費用を反映した結果、2021年から今後40年間で444.0億円（年平均11億1千万円）かかることが分かりました。当初の単純推計での603億7千万円（年平均15億1千万円）と比較すると今後40年間で159.7億円（年平均4億円）の削減効果が見込まれます。また、直近5カ年（2016～2020年度）のすべての公共施設にかかる投資的経費は、年平均約16.5億円となっています。

当初の更新費用推計の削減目標数値である43.7%（=6.6／15.1億円）を目標数値とすると、個別施設計画を反映した更新費用推計結果では23.4%（=2.6／11.1億円）を削減する必要があります。

個別計画を反映した更新費用



(4) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

今後10年間で普通会計では92億円、公営企業会計では182億円の経費が見込まれます。特に改修や更新に当たっては、国・県からの補助金を調査し、補助金制度に沿った整備に努めます。

負担の公平性を確保する上では、適債性を有する経費については地方債⁶を活用します。公共施設等の整備を地方債で行うことにより、それを利用する将来の利用者（住民）が地方債の元利償還金を負担することとなり、世代間の負担調整の役割を果たすことができます。

また、大規模な施設の建替え等により多額の更新費用が必要となる場合には、基金⁷を財源として活用することで財政負担の軽減を図ります。

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

【2021年度から10年間】

(単位：百万円)

| | | 維持管理・修繕(①) | 改修(②) | 更新等(③) | 合計(④) (①+②+③) | 財源見込み | 耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤) | 長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤) | 現在要している 経費 (過去3年平均) | |
|-------------|-----------|------------|-------|--------|------------------|--|-----------------------------|--------------------------|---------------------------|-------|
| 普通会計 | 建築物(a) | 4,853 | 1,024 | 725 | 6,601 | 改修、更新等に当たっては、可能な限り補助金を活用します。 また、将来の便益者となる世代間の負担公平を図るために、地方債を最大限に活用することとします。 | 15,234 | -8,633 | 485 | |
| | インフラ施設(b) | 0 | 2,642 | 0 | 2,642 | | 7,263 | -4,621 | 632 | |
| | 計(a+b) | 4,853 | 3,666 | 725 | 9,243 | | 22,497 | -13,254 | 1,117 | |
| 公営企業会計 | 建築物(c) | 16,173 | 59 | 1,835 | 18,067 | 改修、更新等に当たっては、可能な限り補助金を活用します。 また、将来の便益者となる世代間の負担公平を図るために、地方債を最大限に活用することとします。 | 18,770 | -703 | 1,617 | |
| | インフラ施設(d) | 0 | 171 | 0 | 171 | | 421 | -251 | 24 | |
| | 計(c+d) | 16,173 | 230 | 1,835 | 18,238 | | 19,191 | -954 | 1,642 | |
| 建築物計(a+c) | | 21,026 | 1,083 | 2,560 | 24,668 | | | 34,004 | -9,336 | 2,103 |
| インフラ施設(b+d) | | 0 | 2,813 | 0 | 2,813 | | | 7,685 | -4,872 | 656 |
| 合計(a+b+c+d) | | 21,026 | 3,896 | 2,560 | 27,481 | | | 41,689 | -14,208 | 2,759 |

⁶ 地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの。

⁷ 条例の定めるところにより、特定目的のために資金を積み立てている財産。和水町では、公共施設整備基金が該当します。

第3章

公共施設等総合管理計画の目的等

1 公共施設等総合管理計画の目的

わが国においては、高度経済成長期に、多くの公共施設の整備が進められてきました。その当時に建築された公共施設の建築年数は、30年以上経過し、その多くが耐用年数を超過した状況となっています。そのため、このような公共施設は、今後、大規模改修や修繕、建替えが必要となっています。

地方公共団体においても、少子・高齢社会の進展、高度情報化時代の到来など、社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様に満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の安定・充実が喫緊の課題となっています。

本町は、2006年の合併後、旧町に有していた用途目的の重複した施設や老朽化が著しい施設を多く抱えています。また、合併算定替⁸による交付税が2016年度から段階的に減額される中、従来と同様の維持管理や改修・改築等を続けていくと、厳しい財政状況を逼迫させることになり、他の行政サービスにも影響を及ぼすことが懸念されます。

このような状況下で、国からも公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を要請されることとなりました。本町においては、2016年3月に総合管理計画を策定しました。

さらに、個別の施設毎の実行計画を策定することが求められていたことから、各施設の劣化状況等を踏まえ、具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した個別施設計画を2021年2月に策定しました。

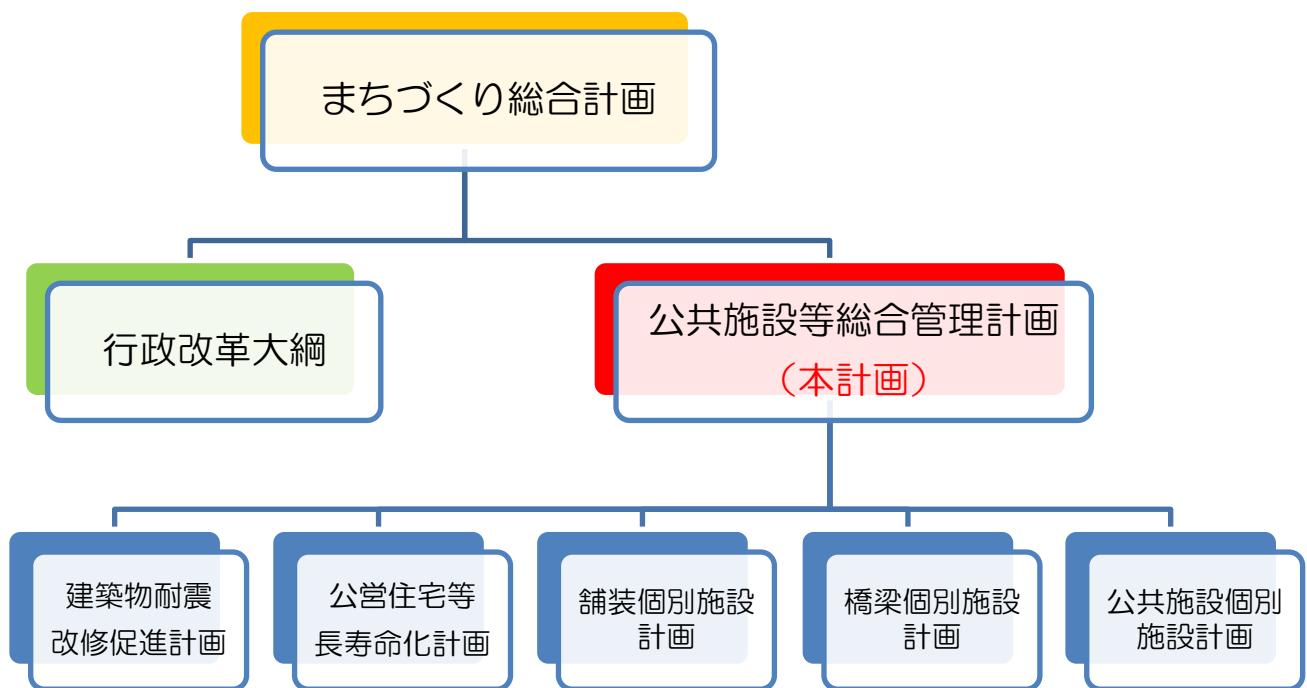
そこで、国の策定指針（改訂）に従って、各個別施設計画の内容やこれまでの取組内容を踏まえ、本計画を改訂します。

⁸ 合併市町村に係る普通交付税の算定方法の特例で、合併後10年間は合併前の交付税額を保障し、11年目以降5年間で保障額を逓減するもの。

2 公共施設等総合管理計画の位置付け

本計画は、本町の上位計画である「和水町まちづくり総合計画」を下支えする計画であり、「和水町行政改革大綱」と連動して、各政策分野の中で公共施設面の取組に対して横断的な指針を提示するものです。また、これまでに策定した個別施設計画、長寿命化計画などの公共施設計画等については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証することとします。

(計画の位置付け)

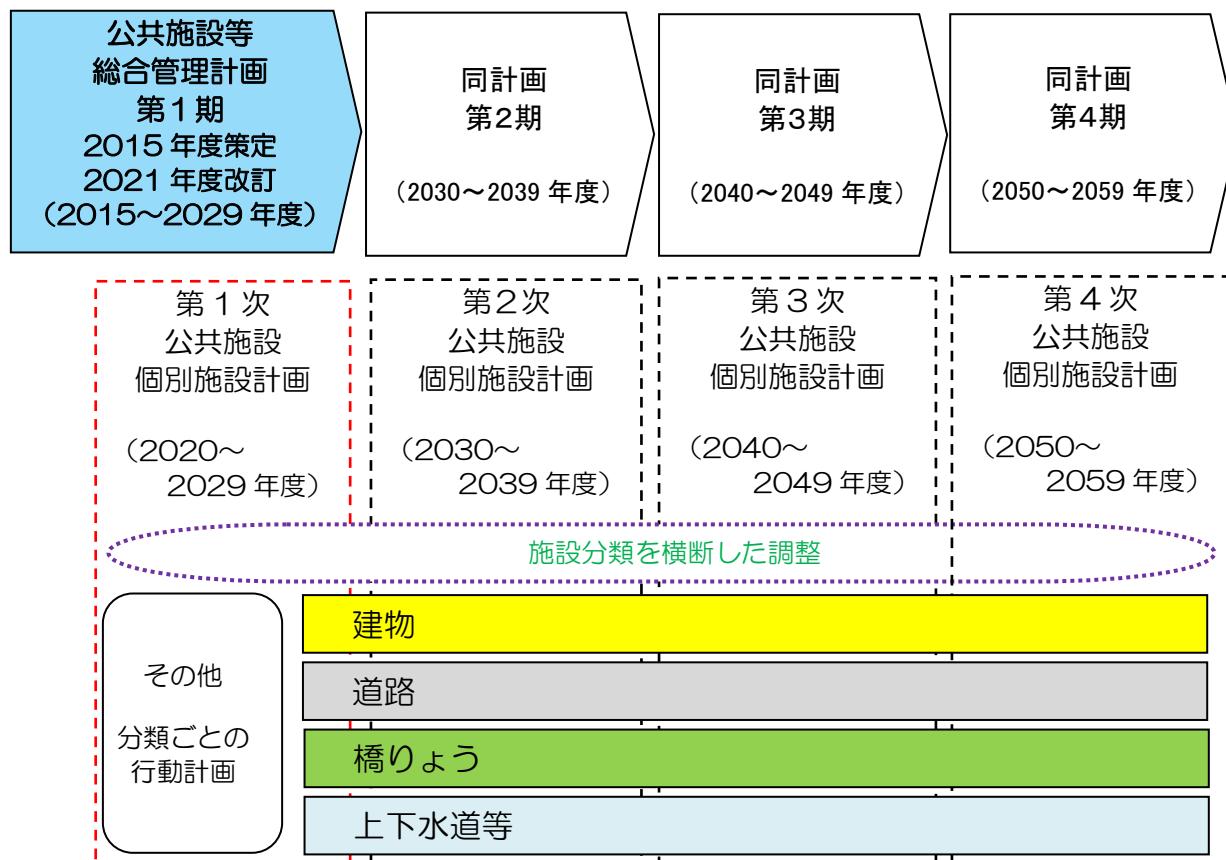


3 計画期間

本計画は、公共施設を総合的かつ計画的に管理していくためには中長期的な視点が不可欠であることから、2014年度から2053年度までの40年間に見込まれる更新費用推計に基づき策定し、2015年度から2029年度までの15年間を第1期の計画期間としました。

2021年度の本計画の改訂に当たっては、個別施設計画の計画期間と整合性を図るために、計画期間の見直しを行っています。

(計画期間)



4 計画の進行管理、マネジメント

計画については、所管課等において進行管理・マネジメントを行います。第2期以降は10年ごとにローリング⁹するとともに、歳入・歳出額の変動や扶助費等の増大、更新費用試算条件の変更などの場合に、適宜見直しを行います。

また、公共施設等の状況を毎年把握し、施設カルテを作成することで施設の数量、品質、コストの観点から計画の実施状況を検証します。検証の結果、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 推進体制

施設の各部門を横断的に管理し、施設を効率的に維持管理する目的で、町長をトップとした全庁的な取組体制を構築します。施設情報の一元管理においては、庁内の施設管理システムを活用し、関係課等との共有化を図ります。また、以下の内容についても取り組むこととします。

① 財政担当との連携

効果的、効率的なマネジメントを実施していくために、財政担当との連携を図ります。

② 町民・議会との協働

町民・議会と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた取組を行います。

③ 職員の意識改革

職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践します。

⁹ 長期計画と現実とのズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を定期的に行っていくこと。

第4章

公共施設等の管理に関する基本方針

1 公共施設における現状と課題

(1) 施設の老朽化

建築系公共施設のうち、築30年を経過した建物が約56%を占め、更新時期を迎えるようとしている築40年以上の老朽化した建物が12%を占めています。今後、施設の安全性や品質を保つために大規模な改修や更新が必要となります。1970年代から1990年代にかけて公共施設が集中的に建設されているため、改修や更新の時期が集中することが懸念されます。

(2) 財源の不足

個別施設計画を反映した更新費用推計では、公共施設の更新費用は今後40年間で444.0億円かかるため、過去5年の投資的経費と比較した場合、毎年2.6億円不足することが分かりました。一方で、高齢化等に伴う扶助費の増加が予想されます。また、市町村合併による普通交付税の合併算定替えが2020年度で終了しており、さらには自主財源の柱である町税の収入についても生産年齢人口の減少等により増加は見込めないため、財源の確保が難しい状況となります。

将来を見通した人口や財政の規模にあった公共施設の適正配置を行い、維持管理等の削減を図り財源を確保する必要があります。

(3) 住民ニーズの変化

町の人口は減少傾向にありますが、老人人口の割合は大きく増えており、2040年には高齢化率が50%に達することが予測されています。人口構成の変化や多様化する住民ニーズに応じた公共施設の在り方を考えていく必要があります。

2 全体目標

公共施設における現状と課題、施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、全体目標を設定します。建築系公共施設とインフラ系公共施設に大別し、建築系公共施設については、新規整備を抑制するとともに、施設の複合化等により施設総量を縮減し、将来の更新費用を削減します。

建築系公共施設

(1) 必要性を検証する

- ・公共施設ごとに、施設の目的や位置付けなどを確認し、今後も町がその施設を保有し、サービスを提供し続ける必要性について再検証する。

(2) 機能性の向上を検討する

- ・施設の整備や配置を進めていくに当たり、行政分野の枠を超えた行政サービス（ワンストップサービス等）について検討する。

(3) 公平性を確保する

- ・施設の利用状況や配置状況などをもとに、利用機会の公平性を確保しながら、使用料等の見直しを行う。

(4) 新規整備は極力控える

- ・長寿命化、維持補修などを適正に行い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は極力控える。
- ・新規整備が必要な場合は、費用対効果や人口比率の変化を考慮した施設の規模などを検討する。また、本計画の上位計画である「和水町まちづくり総合計画」に位置付けた上で行う。

(5) 施設を更新（建替え）する場合は複合施設を検討する

- ・施設の統合・整理や遊休施設の活用、施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
- ・複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた施設や土地は、活用・処分を検討する。

(6) 施設総量（総床面積）を縮減する

- 用途が重複している施設、分野を超えて重複している機能（会議室、ホール等）については、統合・整理を検討する。
- 稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は統合・整理を検討する。

(7) 施設コストの維持管理、運営コストを縮減する

- PPP¹⁰／PFI¹¹など、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

(8) 40年間で更新費用を20%圧縮する

- 公共施設等の更新費用推計結果により、過去5年（2009～2013年度）の投資的経費と比較すると年平均2.6億円の不足が発生する。（1）～（7）の取組を実施し、更新費用を今後40年間で20%圧縮する。

インフラ系公共施設

(1) 新たなインフラ系公共施設を抑制し投資額を縮小する

- 新設等への投資額を縮小しながら、既存施設に係る維持管理については、安全機能確保のため計画的に改修を行っていく。

(2) ライフサイクルコストを縮減する

- 長寿命化可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減する。
- PPP／PFIなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

¹⁰ PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）は、官・民が連携して公共サービスなどの提供を行う取組の総称。PFI、指定管理者制度、民間委託、民営化などが含まれる。

¹¹ PFI（プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ）は、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

3 公共施設等の維持管理方針

(1) 点検・診断等の実施方針

1) 点検・保守

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などさまざまな素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。日常点検では、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも安全で快適な状態で使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

建築・設備の日常点検項目

| 建築 | | | 設備 | | |
|------------|--|---|-----------------------------|--|---|
| 構造別 | 小項目 | 点検方法など | 設備別 | 小項目 | 点検方法など |
| 構造体の安全について | 各種荷重に対するチェック | | 電気設備について | ①電気主任技術者の選任 | ①建物の電気設備の契約電力が50KW以上の場合には電気主任技術者の選任が必要 |
| | | | | ②電気設備の法定 | ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている |
| 屋根・屋上について | ①防水に対するチェック ②バラベット ③ルーフドレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根 | ①防水保護塗幕膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ | 給排水衛生設備について | ①消火設備 | ①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検・検査報告などが義務付けられている |
| | | | | ②給排水衛生 | ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある |
| 外装仕上げについて | ①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス | ①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検 | 冷暖房換気設備について 冷暖房換気設備の維持管理 | ①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける | |
| | | | | ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている | |
| | | ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などのによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要 | | | |

| 建築 | | | 設備 | | |
|------------------------|---|---|-------------|------------------|--|
| 構造別 | 小項目 | 点検方法など | 設備別 | 小項目 | 点検方法など |
| 建具について | ①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物 | ①定期的点検パッキン材取替 ③定期的な点検整備 ②定期的清掃点検 ④締めつけ調整 | 昇降機設備について | エレベーター・エスカレーターなど | ①「建築基準法第12条」により定期検査報告が義務付けられている ②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備なので維持管理は専門技術者におこなわせる |
| 内部仕上げについて | ①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地 | ①～⑧省略 | ガス設備について | | ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける |
| 厨房・浴室・便所など水を使用する場所について | ①厨房 ②浴室 ③便所 | ①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃 | 汚水浄化槽設備について | 日常点検・保守 | ①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させておく |
| 外構・その他について | ①境界標石 ②排水溝 | ①隣接地工事の際注意 ②点検清掃 | | | |

建築リニューアル支援協会（ARCA）より引用

2) 施設の診断

① 診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

- 「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を実施する。
- 耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものはそのデータを利用する。
- 診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用する。

②施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

- ・「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本町に必要な評価項目を選択し、評価方式を構築する。
- ・公共施設の主要な全施設について、施設毎に評価を行い施設の課題と優先度を判断する。

公共施設診断の対象となる評価項目（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成）

| 記号 | 評価項目 | 評価内容 |
|----|-----------------|--|
| a. | 安全性 | ・敷地安全性(耐災害)、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性 |
| b. | 耐久性 | ・建物部位(構造・外装など)の耐久性・劣化状況 |
| c. | 不具合性 | ・施設各部位(構造・仕上・付帯設備・建築設備)の不具合性 |
| d. | 快適性 | ・施設快適性(室内環境・設備)、立地利便性 |
| e. | 環境負荷性 | ・施設の環境負荷性(省エネ、有害物質除去など) |
| f. | 社会性 | ・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン(バリアフリー化) |
| g. | 耐用性 | ・経過年数と耐用年数、変化に対する追随性、計画的な保全・大規模改修 |
| h. | 保全性 | ・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行 |
| i. | 適法性 | ・建築法規、消防法、条例 |
| j. | 情報管理の妥当性 | ・情報収集、情報管理、情報利活用 |
| k. | 体制・組織の妥当性 | ・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性 |
| l. | 顧客満足度 | ・顧客満足度、職員満足度 |
| m. | 施設充足率 | ・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース |
| n. | 供給水準の適正性 | ・供給数量適正性(敷地面積、建物面積など) |
| o. | 施設利用度 | ・施設利用率、空室率 |
| p. | 点検・保守・改修コストの適正性 | ・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費 |
| q. | 運用コストの適正性・平準化 | ・運用費、水道光熱費 |
| r. | ライフサイクルコストの適正性 | ・ライフサイクルコスト |

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。また、修繕や小規模改修に対しては、公共団体と管理会社が役割の分担を決めて速やかに対応できる体制を構築します。

- ・清掃は、建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めるために日常的に実施する。
- ・廃棄物処理は、事業系の一般廃棄物について軽減施策を立案し実践する。
- ・維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物にかかるトータルコストを縮減する。

2) 更新（建替え）・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したつど対応する事後保全ではなく、事前に実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化と、法規の改正により既存施設が不適格となる場合があるので、適法性の管理が必要となります。

適法性の主な管理項目

| | | | |
|-----------|-----------------|-----------|--|
| 適法性 管理 | 関連法 規適法 性 | 建物に関する法令 | 建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保険法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法 |
| | | 消防に関する法令 | 消防法 |
| | | 条例に関する法令 | 条例 |
| | | 環境に関する法令 | 廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法 |
| | | 不動産に関する法令 | 不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法 |
| | 定期検 査の履 行 | 建物定期検査 | 消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査、 |
| | | 建築設備定期検査 | 建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検 |

建物を更新しないで長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル¹²を適切なタイミングで診断し、計画的に保全していくことが不可欠であり、総合管理計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定や定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また、公共施設が更新される際には、施設の耐久性、不具合性、規模(広さ・高さ)、使いやすさ、及び陳腐化の他に、施設に求められる様々な性能面及び法規対応において要求水準を満たしていない場合があるので、更新の際には種々の診断を行って更新の原因を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化的観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。したがって、更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があります。公共施設等の供用を廃止する場合については、「(6) 統合や廃止の推進方針」に示しています。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保においては、利用者の安全を確保し、資産や情報を保全しなければなりません。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、早期に復旧するための体制を平時から整えておくことは、施設管理者にとって最も重要なことです。

次の表は施設の安全性及び耐久性の観点から、それらに係る項目を抽出したものですが、高い危険性が認められる項目として、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性、構造及び外部仕上がりが挙げられます。

¹² 基本構造（スケルトン）以外の各戸の間取り・内装・設備など

施設の安全確保に係る項目 (FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

| 評価項目 | | | 内 容 |
|-----------------|--------------|-------------|--|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | |
| 敷地 安全性 | 自然災害回 避性 | 地震災害 | ・液状化・活断層・有・無 |
| | | 土砂災害 | ・警戒区域・特別警戒区域・有・無 |
| | | 浸水災害 | ・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無 |
| | 敷地安全対 応策 | 地盤安定性 | ・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無 |
| | | 緊急自動車接近 | ・道路幅 |
| | | 地盤調査結果 | ・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無 |
| | | 危険物の種類 | ・消防法危険物(1類・2類・3類)・有・無 |
| | | 保安距離 | ・危険物から50m以内、200m以内 |
| 建物安 全性 | 構造安全性 | 基礎の安全性 | ・基礎の安全要件の満足度 |
| | | 常時床荷重 | ・許容積載荷重・超過 |
| | 耐震安全性 | 建設年 | ・1981年6月以前 |
| | | 耐震診断 | ・Is値 > 0.6 / 0.6 > Is値 > 0.3 / 0.3 > Is値 |
| | | 耐震補強 | ・要・不要 |
| | | 耐震等級 | ・等級 |
| | | 免震・制震 | ・有・無 |
| | 耐風安全性 | 耐風等級 | ・等級 |
| | | 対水安全性 | ・浸水対策 |
| 火災安 全性 | 対落雷安全 | 対落雷安全 | ・落雷に対する安全要件の満足度 |
| | | 避雷針 | ・落雷に対する安全要件の満足度 |
| | 耐火安全性 | 延焼防止 | ・外壁・屋根の防火性能 |
| 生活環 境安全 性 | 避難安全性 | 避難路確保 | ・避難路確保 |
| | 消火安全性 | 消火活動・経路確保 | ・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保 |
| | 空気質安全 性 | 空気質測定 | ・有・無・飛散性・非飛散性のアスペスト排除状況 |
| | | 空気質安全性の確保 | ・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速 |
| | 水質安全性 | 水質検査 | ・有・無 |
| | | 水質安全性の確保 | ・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度 |
| | 傷害・損傷防 止性 | 転倒・転落防止性 | ・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度 |
| | | 落下物防止性 | ・落下物防止に対する安全要件の満足度 |
| | | 危険物の危険防止性 | ・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度 |
| | 有害物質排 除性 | アスベスト排除 | ・飛散性・非飛散性のアスペスト排除状況(年代・部位) |
| | | PCB排除 | ・トランス・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況(年代・部位) |
| | | フロン・ハロン対策 | ・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況 |
| | | CCA対策 | ・木造土台のCCA・有無 |
| | 公害防止性 | 日照・通風障害防止性 | ・日照・通風障害防止要件の満足度 |
| | | 風害防止性 | ・風害防止要件の満足度 |
| | | 電波障害性防止性 | ・電波障害性防止要件の満足度 |
| | | 騒音・振動・悪臭防止性 | ・音・振動・悪臭防止要件の満足度 |
| | | 障害防止性 | ・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度 |
| | | 外構の維持保全 | ・外構の維持保全要件の満足度 |

| 評価項目 | | 内 容 | |
|------|---------|-------------|--|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | |
| 耐用性 | 耐久性 | 耐用年数 | ・経過年数の% |
| | | 耐用年数(償却) | ・法的耐用年数 |
| | | 構造材耐久性 | ・構造耐用年数(60年)と築年の差 |
| | | 外壁・屋根耐久性 | ・外壁・屋根耐用年数(40年)と改修年の差 |
| | | 付属設備耐久性 | ・設備耐用年数(20年)と改修年の差 |
| | 不具合現況 | 基礎・軸体 | ・沈下、亀裂、欠損の状況 |
| | | 土台 | ・腐れ、欠損の状況 |
| | | 柱、梁、壁、床など | ・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況 |
| | | 外部仕上不具合 | ・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況 ・剥落、落下、ひび割れの状況 |
| | | 窓枠、サッシ、ガラス | ・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況 |
| 耐用性 | 内部仕上不具合 | 天井 | ・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無 |
| | | 内壁 | ・割れ、剥がれ、変色・有・無 |
| | | 床 | ・割れ、剥がれ、変色・有・無 |
| | | 付帯設備不具合 | ・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況 ・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況 |
| | | 建築設備不具合 | ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況 ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況 ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況 ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況 ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況 |
| | | 電気設備機器本体 | ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況 |
| | | 給排水衛生設備機器本体 | ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況 |
| | | 空調換気設備機器本体 | ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況 |
| | | 搬送設備機器本体 | ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況 |
| | | その他設備機器本体 | ・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況 |

本町では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み評価します。

評価の結果、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保のための改修を実施するか、改修をせずに供用廃止するか総合的な視点に立って判断します。

点検・診断等により高度の危険性が認められ、供用廃止とした公共施設等については、順次取壊しを行います。

(4) 耐震化の実施方針

2016 年度の町有建築物は 121 棟で、このうち耐震性のない施設は 23 棟、耐震性のある施設は 98 棟であり、町有建築物の耐震化率は 81.0% となります。

また、町有建築物のうち特定建築物¹³ 22 棟の耐震化率は 81.8% (18 棟) となっ

¹³ 改正促進法第 6 条に基づく建築物であり、現行の耐震基準に適合しない建築物を指します。町促進計画では、耐震性の有無に関わらず改正促進法第 6 条に定める規模、要件を満たす建築物を「特定建築物」として扱っています。

ており、1981年以前竣工の特定建築物では、10棟のうち6棟が耐震性有と判断されています。

2011年度から2016年度までの5年間で、耐震性のない施設において除却や耐震改修等が実施された結果、耐震化率が9.4ポイント上りました。

施設用途別での耐震化の状況は、役場庁舎や地域防災計画において避難所となる「地震時拠点施設となる建築物」は86.7%、社会福祉施設や保育園等の「災害弱者の安全確保に必要な建築物」は84.2%、文化施設や社会教育施設等の「不特定多数が利用する建築物」は70.0%、「町営住宅」では84.2%となっています。

計画的に耐震化を促進するため、耐震性が不明な建築物について早期に耐震診断を実施し、その結果に基づいた実施計画を策定し、順次耐震化を行います。地震発生後の災害対策拠点機能を確保することや、建築物利用者の状況及び建築物の立地状況等を踏まえ、甚大な被害を軽減する観点から、以下の建築物の耐震化を優先的に進めます。

(和水町建築物耐震改修促進計画を引用)

（5）長寿命化の実施方針

1) 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

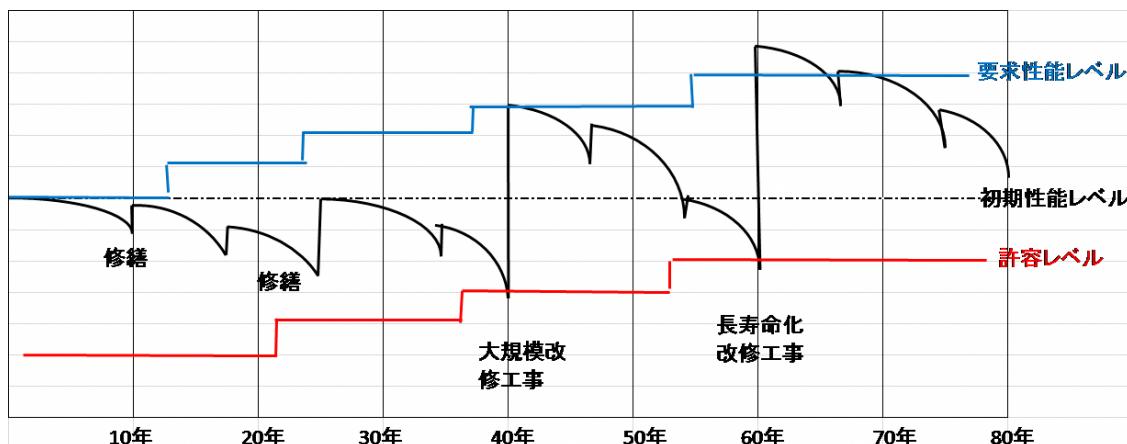
総合的かつ計画的な管理とは、公共施設を安心で快適な状態に保つために、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等の通常業務を行うとともに、定期的な施設診断を実施し、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

2) 計画的な保全、長寿命化計画

施設は建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことが可能です。しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベル¹⁴を維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。社会的な要求性能レベル¹⁵は通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。また、さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となります。

本町の公共施設では、大規模改修工事を実施した場合、建替え周期を60年とします。また、60年経過する時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減します。

長寿命化における経過年数と機能・性能



なお、町営住宅やインフラ施設においては長寿命化計画又は個別計画を策定し、ライフサイクルコストを低減します。その他の公共施設等においても、個別の計画を策定し、施設の延命化、コストの削減を推進します。

¹⁴許容できるレベル（許容レベル）：使用者・利用者が許容できる公共施設の性能・機能の水準

¹⁵要求性能レベル：耐震化やユニバーサルデザインなどの公共施設に求められる基本的な性能の水準

(6) 統合や廃止の推進方針

1) 公共施設等コンパクト化に向けた基礎資料の構築

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出します。

施設の性能（老朽化度、機能性）や活用度（利用状況、コスト状況）によって施設を診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価します。

診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

診断結果と取組の方向性

| 診断結果 | 取組の方向性 | |
|------|--|--|
| | 施設面 | ソフト面（検討項目） |
| 継続使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的な運用を検討 ・それに伴う改善策を検討 |
| 改善使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建替更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFI の活用等による用途変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討 |
| 用途廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討 |
| 施設廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設廃止後は、建物解体 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・施設廃止に伴う跡地は原則売却 | <ul style="list-style-type: none"> ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討 |

施設の評価方法

施設毎に老朽化度、施設機能、利用状況、コスト状況を3段階で判定し、老朽化度、施設機能の平均を「建物性能」、利用状況、コスト状況の平均を「施設活用度」として評価します。平均「B」の場合を「標準」とします。

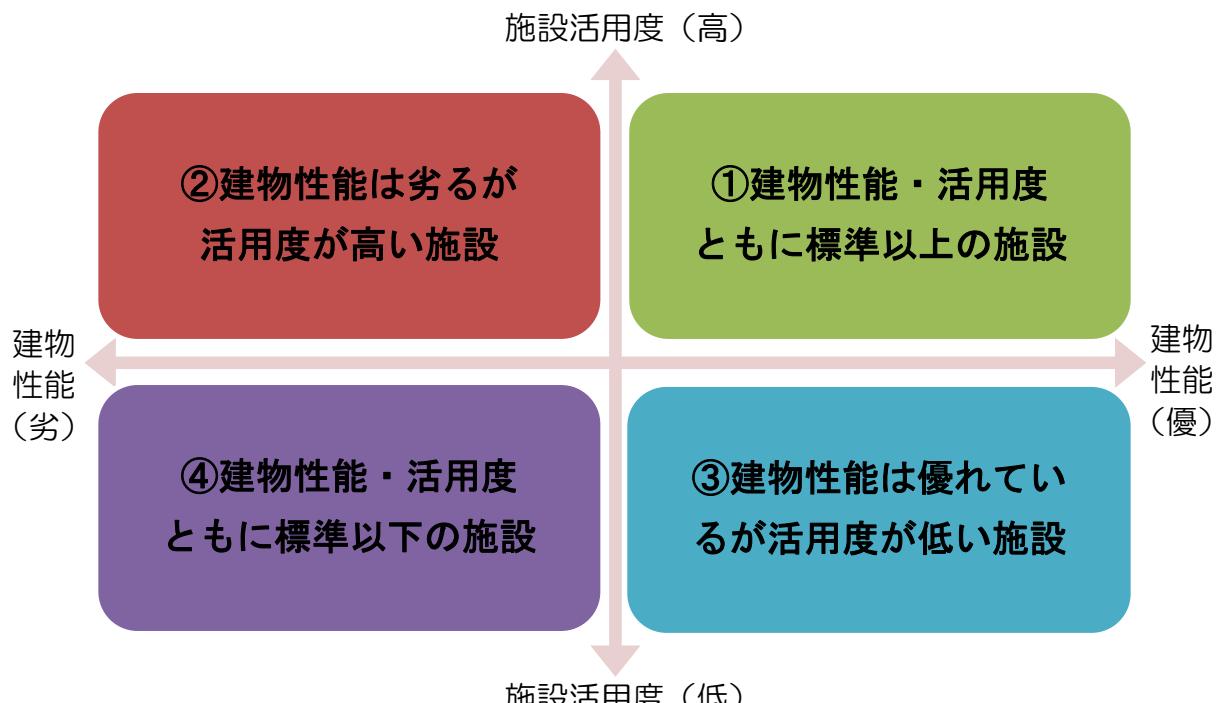
| 評価指標 | | | | |
|-------|-------|---------|------------------------------|-------|
| 項目 | | A（優・最適） | B（標準） | C（不適） |
| 施設性能 | 老朽化度 | 躯体 | 建物の施工年、耐震レベル、劣化状況（沈下・劣化・剥離等） | |
| | | 屋根・外壁 | 屋根防水施工年、雨漏り・劣化状況、剥離・落下 | |
| | | 防災・安全性 | 消防点検、火災時避難、災害・警備対策 | |
| 施設性能 | 施設機能 | 空間性能 | 天井高、部屋の広さ、天井・壁・床の劣化 | |
| | | 室内環境 | 室内環境（空調、衛生、音、光）、設備の不具合 | |
| | | バリアフリー | バリアフリー対応 | |
| | | 情報化 | 情報化環境（OAフロアの有無）、情報防犯 | |
| | | 環境負荷低減 | 省エネ・省資源対策、長寿命化 | |
| | | 環境保全性 | 周辺環境への配慮、エコマテリアルの活用、廃棄物の処理 | |
| 施設活用度 | 利用状況 | 景観性 | 地域・地区の良好な景観形成へ寄与 | |
| | | 地域性 | 歴史・文化・風土への配慮、地域への寄与 | |
| | | 適正規模 | 利用者、住民から見た施設の規模 | |
| | | 利用性 | 利用者数・稼働率、利用者満足度 | |
| 施設活用度 | コスト状況 | 運営コスト | 類似施設比較、今後の運営費予測 | |
| | | 資産価値 | 使用可能期間、改修効果 | |

判定① 建物性能・活用度ともに標準以上の施設（維持保全しながら継続使用する）

判定② 建物性能は劣るが活用度が高い施設（性能が劣る部分の改修を検討する）

判定③ 建物性能は優れているが活用度が低い施設（施設用途の変更を検討する）

判定④ 建物性能・活用度ともに標準以下の施設（施設の必要性、在り方から見直す）



2)住民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等の統合や廃止の推進に向けた施策

公共施設等の統合や廃止では、住民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、種々の公共施設コンパクト化の施策について住民、議会と協議しながら検討していきます。

公共施設コンパクト化の段階

| 段階 | 住民サービス水準の変化 | 行政サービス・施設サービスの考え方 | 公共施設コンパクト化の施策 |
|-----|---|---|---|
| I | ・住民の痛みを求めるない初動的取組 | ・住民サービスの現状の水準を維持 | ・公共施設等の運営の効率化 ・公共施設等の賃貸 |
| II | ・一定の住民負担を前提とした住民サービスの質の低下を招かない取組 ※合併市町村では大きな政策課題 | ・行政サービス、施設サービスの質の改善を目指した取組 ・第1段階のコンパクト化 | ・公共施設等の合築 ・公共施設等の統合 |
| III | ・財政収支見通しに基いた住民の痛みを伴う取組 | ・行政サービス、施設サービスの見直しにより住民サービスが低下することも想定 ・第2段階のコンパクト化 ※住民の理解と合意形成が必要 | ・公共施設等の使用制限・使用料金徴収(受益者負担) ・公共施設等の減築 ・公共施設等の廃止 |
| IV | ・公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確化する取組 | ・民間主体による公共施設管理 ・第3段階のコンパクト化 | ・公共施設等維持管理の民営化 |

(7) バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進に関する実施方針

国が示す「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020閣僚会議決定）の考え方を踏まえ、公共施設等の大規模改修や建替えの際は、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

(8) 脱炭素化の推進方針

脱炭素社会実現のため、太陽光発電設備の設置などによる再生可能エネルギーの導入や、LED 照明等の省エネ性能に優れた機器等の導入による消費エネルギーの省力化、新築・既築のZEB化など、公共建築物における脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

(9) インフラ系公共施設の維持管理方針

インフラ系公共施設については、複合化・集約化等や用途変更、施設廃止等の取組が適さないことから、建築系公共施設とは異なる方法によって維持管理を行います。

- ・道路、下水道といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等を踏まえ、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定する。
- ・定期的な点検により劣化状況等の把握を行い評価する。また、点検で収集したデータについては蓄積し管理する。
- ・点検及び評価に基づいた中長期の更新・修繕計画を策定する。
- ・施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、定期的に管理水準等の見直しを行うとともに目標を再設定する。

第5章

施設類型ごとの基本方針

I. 建築系公共施設

維持管理の基本方針

以下のような基本的な考え方のもとに、施設の維持管理を行います。

(1) 施設数に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、施設活用度の低い施設については、他用途への変更や施設の在り方を見直します。施設活用度が高く、建物性能も高い施設については、維持保全しながら継続使用しますが、将来的には、人口の推移、町の財政状況及び施設の経営状態等を注視しながら、広域化による近隣自治体との共同利用や、施設の集約化等について検討していきます。

施設の集約化、用途廃止等で余剰資産となった施設は、売却、貸し出し、除却等について検討します。

(2) 施設保全に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

(3) コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。また、光熱水費が割高の施設については、運用や設備における省エネ策を検討します。清掃等の施設保全に係る委託費については、各施設の共通する業務委託について、仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討しコストダウンを図ります。

1. 学校教育系施設

(1) 学校

①施設状況

学校教育系施設は、小中学校及び学校給食共同調理場の学校関連施設を指します。

現在、和水町には、小学校が2校と中学校が2校あります。

2013年度までは、三加和地区に小学校が4校（うち分校が1校）、2019年度までは菊水地区に小学校が4校ありました。

（2020年度現在）

| 施設情報 | | コストの状況 | | 個別方針 |
|--------------|---------------------------|------------|------------|------|
| 施設名 | 延床面積 (m ²) | 収入合計(円) | 支出合計(円) | |
| 菊水小学校 | 5,182.00 | 14,780,170 | 46,742,546 | 長寿命化 |
| 菊水中学校 | 4,772.29 | 11,043,485 | 11,062,482 | 長寿命化 |
| 三加和小学校 | 2,321.11 | | 41,974,331 | 長寿命化 |
| 三加和中学校 | 5,965.22 | 11,039,831 | 11,857,688 | 長寿命化 |
| 学校給食菊水共同調理場 | 501.07 | | 6,027,415 | 長寿命化 |
| 学校給食三加和共同調理場 | 417.50 | | 2,337,699 | 修繕対応 |

②施設の基本方針

三加和・菊水地区の学校の統廃合により、7小学校・1分校が2020年度には2小学校に集約されました。菊水中学校・菊水小学校（菊水中央小学校）は築30年以上となっていましたが、2018年度より機能や性能の現在の水準を満たすよう大規模改修を実施しています。

学校給食菊水共同調理場は耐用年数を迎えることとし、健全度を保ちながら、耐用年数を延ばし、長寿命化を図るために適切な時期での改修工

稼働している施設については予防保全型の管理を行うこととし、健全度を保ちながら、耐用年数を延ばし、長寿命化を図るために適切な時期での改修工

事等を実施していきます。また、脱炭素化の推進のため、空調設備の更新や照明のLED化を随時実施していきます。

2. 町民文化系施設

①施設状況

町民文化系施設は、公民館等の文化施設、集会施設を指します。

和水町においては、旧町ごとに公民館が1施設ずつと集会センターがあります。

春富集会センターは、耐震性の不足、施設の老朽化や稼働率の低下も問題となっています。

(2020年度現在)

| 施設情報 | | コストの状況 | | 個別方針 |
|-----------|---------------------------|---------|------------|------|
| 施設名 | 延床面積 (m ²) | 収入合計(円) | 支出合計(円) | |
| 和水町中央公民館 | 2,747.06 | 227,976 | 9,884,344 | 現状維持 |
| 和水町三加和公民館 | 2,278.12 | 65,958 | 19,774,655 | 現状維持 |
| 春富集会センター | 434.83 | 10,260 | 654,578 | 廃止 |

②施設の基本方針

町民文化系施設は、すべて築30年を経過しており、特に春富集会センターは築40年を超え老朽化が進んでいます。

和水町中央公民館と三加和公民館については今後も適切な維持管理により使用していくますが、同時期に建築されたこともあり、更新時期には人口やニーズ等に適した手段を検討することとします。特に三加和公民館は、和水町役場三加和総合支所が老朽化していることから、支所機能を集約した複合化も視野に検討します。

春富集会センターは、耐震性の不足や稼働率が低下しているため、耐用年数の満了(2023年度)を目途に用途を廃止し、旧春富小学校の校舎及び体育館へ機能移転を検討していきます。

3. 社会教育系施設

①施設状況

社会教育系施設は、博物館や資料館など、歴史・文化の保護・普及活動や、社会教育を目的とした施設です。地域の歴史・文化を継承する施設として、また観光施設としての役割も担っています。

(2020年度現在)

| 施設情報 | | コストの状況 | | 個別方針 |
|----------------|---------------------------|-----------|------------|-------------|
| 施設名 | 延床面積 (m ²) | 収入合計(円) | 支出合計(円) | |
| 金栗生家 | 457.89 | 8,343,000 | 29,758,000 | 修繕対応 |
| 和水町みかわ手漉き和紙の館 | 113.72 | 36,890 | 597,662 | 修繕対応 |
| 歴史民俗資料館 | 239.00 | | 1,578 | 統合・複合化・機能集約 |
| 和水町多目的広場 公衆トイレ | 54.90 | | 25,837 | 修繕対応 |

②施設の基本方針

金栗生家は、オリンピックの父と称される金栗四三翁が生まれ育った建物です。和水町では、この築200年を超えた建物を顕彰施設と位置づけ事業を推進しています。引き続き施設の特色を生かすための必要な修繕を行いながら、貴重な歴史・観光資源として活用していきます。

みかわ手漉き和紙の館及び多目的広場公衆トイレは健全な状況にあり、これからも適切な維持管理に努めます。

歴史民俗資料館においては、築40年を超過しており、施設の傷みが激しく入館者数の低迷も深刻化しています。資料館としての機能移転を検討しながら、既存施設については耐用年数の経過（2027年度）を目途に取壊しを行います。

これら地域の歴史・文化を継承する施設については、今後も維持保全しながら継続的に管理し、地域の文化・観光資源として活用することとします。

4. スポーツ施設

①施設状況

スポーツ施設は、スポーツを目的とした施設を指します。

和水町ではスポーツ施設として2つの体育館、3つのグラウンドを有しています。2021年度には総合グラウンドの拡張工事が完了し、県内有数の広さを誇る多目的グラウンドとして生まれ変わりました。また、和水町ふれあい会館はスポーツ施設と位置付けられていきましたが、2021年度から用途を変更し、行政系施設（倉庫）となりました。

（2020年度現在）

| 施設情報 | | コストの状況 | | 個別方針 |
|---------------|---------------------------|------------|-------------|------|
| 施設名 | 延床面積 (m ²) | 収入合計(円) | 支出合計(円) | |
| 和水町体育館 | 3,185.57 | 284,200 | 8,148,407 | 現状維持 |
| 和水町総合グラウンド | 168.00 | 30,500 | 237,622,121 | 建替え |
| 和水町春富グラウンド | 15.00 | | 513,195 | 廃止 |
| 和水町三加和グラウンド | 89.46 | 16,168,971 | 1,622,991 | 修繕対応 |
| 和水町弓道場 | 346.94 | | 86,196 | 修繕対応 |
| 和水町スカイドーム2000 | 3,329.06 | 339,000 | 9,373,375 | 現状維持 |

※各グラウンドにおける延床面積は、付属する建物（管理棟、倉庫、トイレ）の面積です。

②施設の基本方針

体育施設は、全体的に利用者数が低迷しています。人口減少、少子高齢化が急速に進む中に、旧町の類似施設がそのまま存在している状況です。このように重複した施設や利用者が少ない施設については、厳しい財政状況を踏まえ、施設の利用状況、維持管理費用等の状況を見ながら計画的に用途の廃止、転用等を含め施設の在り方について検討することとします。

総合グラウンドは拡張工事に続き、管理棟、トイレ、付属設備、第2グラウンドの整備を行います。スカイドーム2000については、アリーナに空調設備の整備を行います。

春富グラウンドについては、利用者が著しく少ない状況であることから、2025年を目途に廃止します。

その他の施設については隨時修繕や適正な維持管理を行いながら、稼働率の向上を図る施設運用を行っていきます。また、耐用年数を迎える時期には、人口や住民ニーズに応じた施設の在り方を見直すこととします。

5. レクリエーション・観光施設

①施設状況

レクリエーション・観光施設は、体験施設や温泉、物産館などの施設を指します。

菊水口マン館、三加和温泉ふるさと交流センター、緑彩館、和水江田川カヌー・キャンプ場は、指定管理者による施設の管理を行っています。観光施設の老朽化と入館者の減少が課題となっています。

(2020年度現在)

| 施設情報 | | コストの状況 | | 個別方針 |
|------------------|---------------------------|-----------|------------|------|
| 施設名 | 延床面積 (m ²) | 収入合計(円) | 支出合計(円) | |
| 肥後民家村 | 1,773.14 | 980,689 | 10,083,265 | 修繕対応 |
| 菊水口マン館 | 2,116.35 | | 9,017,870 | 現状維持 |
| 三加和温泉 ふるさと交流センター | 2,031.00 | | 11,285,177 | 現状維持 |
| 緑彩館 | 488.12 | 1,556,000 | 14,580,745 | 現状維持 |
| 和水江田川カヌー・キャンプ場 | 494.00 | 42,080 | 374,000 | 修繕対応 |

②施設の基本方針

肥後民家村の古民家は、茅葺屋根の更新時期を迎えており、今後葺き替え等の大規模改修には多額の支出が見込まれます。施設の活用方法と併せて維持補修費等の財政面からの施設の在り方について再検討する必要があります。

菊水口マン館、三加和温泉ふるさと交流センターについては、築25年以上を経過して建物及び付帯設備の老朽化による修繕が相次いでいる状況です。菊水口マン館、三加和温泉ふるさと交流センター、緑彩館、和水江田川カヌー・キャンプ場については、維

持管理費用の抑制と活性化を図るため、機能を維持しながらも施設の必要性を含めた民間への売却を検討していきます。

6. 子育て支援施設

①施設状況

子育て支援施設は、児童福祉を目的とした施設です。

和水町における町立の保育園は、神尾保育園1園のみです。この他に民間の保育所が3箇所あり、2021年度末時点で待機児童は出ておらず、適切な需要状況となっています。

放課後児童クラブは放課後児童健全育成事業の実施を目的に、2020年度に開設し、翌年度から指定管理者により施設の管理、事業を行っています。2021年度には、施設定員を大きく超える待機児童が出ている状況です。

(2022年度現在)

| 施設情報 | | コストの状況 | | 個別方針 |
|----------|---------------------------|-----------|------------|------|
| 施設名 | 延床面積 (m ²) | 収入合計(円) | 支出合計(円) | |
| 神尾保育園 | 524.61 | 843,630 | 10,612,966 | 現状維持 |
| 放課後児童クラブ | 271.90 | 1,556,000 | 14,580,745 | 長寿命化 |

②施設の基本方針

神尾保育園は築35年を過ぎ、大規模な改修が必要な時期に差し掛かっています。施設の改修については、施設の点検、調査を実施し劣化状況や改修等に係る経費を把握した上で、計画的に実施し安全を確保する必要があります。

放課後児童クラブは新築後間もない状況から、当面の大規模な改修等は生じません。

子育て施設は、子どもたちの安全・安心に配慮した予防保全型の管理を行います。また、社会動向や人口の推移、ニーズ等に応じた適切な規模を維持していきます。

7. 保健・福祉施設

①施設状況

保健・福祉施設は、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉や保健衛生を目的とした施設です。

和水町では高齢化が急速に進んでおり、高齢者福祉の充実を図るために直営の特別養護老人施設を有しています。

(2022年度現在)

| 施設情報 | | コストの状況 | | 個別方針 |
|--------------------|---------------------------|-------------|-------------|------|
| 施設名 | 延床面積 (m ²) | 収入合計(円) | 支出合計(円) | |
| 和水町保健センター | 481.87 | | 57,021 | 現状維持 |
| 和水町特別養護老人ホーム きくすい荘 | 4,692.73 | 499,123,952 | 498,887,140 | 建替え |

②施設の基本方針

特別養護老人ホーム「きくすい荘」は築40年を過ぎ、老朽化による対策が急務となっています。また、この施設は居住施設であるため、利用者の安心安全な施設としての耐震対策は喫緊の課題です。

一方、特別養護老人ホームの入所待機者は2021年現在で40名（うち要介護3以上は35名）と施設への需要は高い状況にあります。高齢化率の推計によると今後の需要は益々高まることが予想されます。

このような状況を踏まえ、特別養護老人ホームは施設の適正規模を検証した上で、早急に施設の更新を行うこととします。

保健センターについては、もっとも効果的な管理・運営方法を検討しながら、継続して使用することとします。

8. 医療施設

①施設状況

医療施設は、病院とその付属施設を指します。

和水町立病院は、不採算地区病院¹⁶に該当します。施設利用者は一定水準で推移していますが、利用状況を見ると、三加和地区の住民は山鹿市等の医療機関への受診が多いため、外来にあっては町立病院利用者の約8割が菊水地区の住民となっているのが現状です。

(2022年度現在)

| 施設情報 | | コストの状況 | | 個別方針 |
|--------|---------------------------|---------------|---------------|------|
| 施設名 | 延床面積 (m ²) | 収入合計(円) | 支出合計(円) | |
| 和水町立病院 | 6,662.30 | 1,170,416,049 | 1,142,850,806 | 長寿命化 |

②施設の基本方針

町立病院では1999年に診療棟の大規模改修、2010年には病棟の設備等の改修を行いました。また、2018年から2020年には病棟空調の更新を行うなど、診療棟及び病棟については、建築年度に対して高い健全度を保っています。一方で、健康管理センター、給食棟においては特に老朽化が進んでいる状況にあります。

町立病院の病棟についてはスプリンクラーを設置して機能強化を図るとともに、その他施設についても適切な維持管理のもと、現状の機能を維持しながら長寿命化を図ります。

今後は、利用状況や施設の経営状況等の推移を注視するとともに、隣接する玉名市、山鹿市との広域連携も視野に入れながら施設の在り方について検討することとします。

¹⁶ 不採算地区病院とは、規模要件（病床数150床未満）、地域要件（第1種：最寄りの一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在している一般病院。第2種：直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5キロメートル以内の人口が10万人未満である一般病院）に該当する病院です。

9. 行政系施設

①施設状況

行政系施設は役場庁舎や消防施設など、行政が直接使用する施設です。

和水町では、菊水地区に本庁、三加和地区に総合支所があり、合併前の庁舎をそのまま使用しています。

ふれあい会館については1995年に建設され、スポーツ施設として活用されていました。近年、稼働率の低下が課題となっていた中に、震災の影響によって健全度が低下したため、2021年度から倉庫へ用途変更して活用しています。

(2022年度現在)

| 施設情報 | | コストの状況 | | 個別方針 |
|---------------|---------------------------|---------|------------|-------------|
| 施設名 | 延床面積 (m ²) | 収入合計(円) | 支出合計(円) | |
| 和水町役場（本庁舎） | 4,113.69 | | 29,006,343 | 長寿命化 |
| 和水町役場 三加和総合支所 | 2,258.91 | | 4,930,418 | 統合・複合化・機能集約 |
| 和水町ふれあい会館 | 1,113.51 | | 167,531 | 修繕対応 |

②施設の基本方針

役場本庁舎は築27年で比較的に健全度は保たれています。2020年から照明のLED化に取り組んでおり、引き続き空調設備等の更新を行うなどランニングコストを見直しながら、予防保全の考え方に基づく施設の長寿命化を図ります。

三加和総合支所は築57年を経過し、耐用年数を超えていましたが、主要な建物の健全度は維持できています。今後、支所機能の維持を図るために、耐震改修を含めた大規模改修が必要となります。このような状況を踏まえ、住民の利便性を考慮しながらも効率的かつ効果的な支所機能の再編を進め、和水町の均衡ある発展を図っていきます。また、将来に向け、隣接する三加和公民館への支所機能の複合化等を視野に入れ検討することとします。

10. 公営住宅

①施設状況

公営住宅施設は、町営住宅を指します。

和水町においては、6つの町営住宅（全98戸）があります。

（2022年度現在）

| 施設情報 | | コストの状況 | | 個別方針 |
|-----------|---------------------------|-----------|------------|----------|
| 施設名 | 延床面積 (m ²) | 収入合計(円) | 支出合計(円) | |
| 町営住宅 南団地 | 1,624.22 | 5,175,900 | 2,730,006 | 建替え、個別改善 |
| 町営住宅 中央団地 | 1,352.12 | 5,514,500 | 3,863,434 | 建替え、維持管理 |
| 町営住宅 和仁団地 | 957.09 | 3,650,200 | 27,381,911 | 個別改善 |
| 町営住宅 百園団地 | 268.28 | 531,000 | 987,597 | 修繕 |
| 町営住宅 板楠団地 | 2,095.23 | 5,837,900 | 4,750,250 | 修繕、個別改善 |
| 町営住宅 津田団地 | 436.92 | 1,797,600 | 853,301 | 修繕、個別改善 |

※「個別方針」は、和水町公営住宅等長寿命化計画における計画期間（～2027年度）の施策を掲載しています。

②施設の基本方針

町営住宅は、高い入居率を維持しています。また、町営住宅については、長寿命化計画において、今後も計画期間中（2027年度）は維持していく方針です。ただし、維持管理の具体的な施策については、5年毎に見直すものです。

改修については、築15年程度で定期的な改修を実施し、耐震改修は耐震診断の結果に基づき、建設年が古い建物から毎年1棟ずつ改修を計画していきます。

町営住宅は、入居者の安全性の確保、修繕コストの抑制と平準化を図るため、日常点検と定期点検を行いながら、長期的修繕計画に基づき修繕を実施します。

11. 供給処理施設

①施設状況

供給処理施設は、簡易水道施設を指します。

和水町では、菊水区域に3つの簡易水道施設を有し、現在12集落に給水している状況で、区域内普及率83%となっています。また、2020年度末の給水状況は、加入戸数678戸（うち給水戸数542戸）、給水人口1,547人となっています。

（2022年度現在）

| 施設情報 | | コストの状況 | | 個別方針 |
|------------|---------------------------|------------|------------|------|
| 施設名 | 延床面積 (m ²) | 収入合計(円) | 支出合計(円) | |
| 馬場地区簡易水道施設 | 49.50 | 9,460,808 | 12,029,919 | 長寿命化 |
| 東郷地区簡易水道施設 | 33.00 | 3,790,663 | 13,347,888 | 長寿命化 |
| 大藤地区簡易水道施設 | 49.50 | 12,089,149 | 15,157,179 | 長寿命化 |

②施設の基本方針

和水町の簡易水道施設は1990年から1994年に建築され、築30年程度と建物の健全性は保たれています。一方、管路の法定耐用年数は40年とされていることから、間もなく管路の更新時期を迎えます。水道は生活・活動に必要不可欠なライフラインとして、安全な水を安定して持続的に供給しなければなりません。このことを踏まえて、以下のような基本的な考え方とともに、施設の維持管理を行います。

- ・管路の状態を健全に保つために、定期的に点検・診断を実施します。
- ・管路の計画的な施設管理を行うため、町が管理する管路において、予防保全型の施設管理計画を策定します。
- ・施設管理の容易さと管路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。
- ・将来のまちの在り方を考え、管路の廃止も含めた管路網の再構築を行うための「管路網計画」を策定します。

12. 下水道施設

①施設状況

供給処理施設は、ごみ処理場や浄化センター等の施設を指します。

和水町では、2006年度に供用を開始した浄化センターを有しています。2022年1月現在で、菊水区域の1,173人（処理人口）、470件の下水処理業務を担っています。

（2022年度現在）

| 施設情報 | | コストの状況 | | 個別方針 |
|----------|---------------------------|------------|------------|------|
| 施設名 | 延床面積 (m ²) | 収入合計(円) | 支出合計(円) | |
| 菊水浄化センター | 391.00 | 28,547,805 | 35,261,355 | 長寿命化 |

②施設の基本方針

浄化センターは築17年であり建物の性能も保たれています。また、利用者は増加傾向にありますが、さらなる利用者の加入を推進していきます。将来的な施設運営については、厳しい財政運営を踏まえ単町での施設の維持管理が困難になることも想定されることから、広域化を視野に入れながら施設の在り方を検討していきます。

なお、浄化センターの処理区域以外については、合併処理浄化槽の設置を推進して、生活環境の保全、公衆衛生の向上に努めます。

13. 公園

①施設状況

公園は、主に公園内に設置しているトイレ施設を指します。

和水町には江田船山古墳公園をはじめ、大小数々の公園があります。これらの公園には利用者向けのトイレを設置していますが、次に記載する施設は、比較的に大規模施設を対象としています。

(2022年度現在)

| 施設情報 | | コストの状況 | | 個別方針 |
|-------------------|---------------------------|---------|---------|------|
| 施設名 | 延床面積 (m ²) | 収入合計(円) | 支出合計(円) | |
| 江田船山古墳(肥後古代の森トイレ) | 53.95 | | 244,737 | 修繕対応 |

②施設の基本方針

公園に設置された施設については、今後も維持保全しながら継続的に管理し、衛生面にも配慮します。

14. その他

①施設状況

その他の施設は、これまでの施設群に属さない施設です。

学校統廃合によって、2020年度に旧菊水東小学校及び旧菊水西小学校、2021年度には旧神尾小学校及び旧菊水南小学校を売却しました。

(2022年度現在)

| 施設情報 | | コストの状況 | | 個別方針 |
|---------------|---------------------------|-----------|-----------|--------|
| 施設名 | 延床面積 (m ²) | 収入合計(円) | 支出合計(円) | |
| (旧)緑小学校 | 2,918.40 | 798,386 | 1,799,649 | 民営化・譲渡 |
| (旧)緑小学校十町分校 | 160.00 | | | 民営化・譲渡 |
| (旧)春富小学校 | 3,246.00 | 92,400 | 1,004,683 | 現状維持 |
| (旧)緑中学校 | 6.82 | | | 廃止 |
| 神尾教職員住宅 | 151.10 | | 122,959 | 修繕対応 |
| 春富教職員住宅 | 212.36 | 144,000 | | 廃止 |
| 町立病院 職員住宅 | 176.80 | | | 修繕対応 |
| 和水町斎場 | 359.00 | | | 廃止 |
| 津田住宅(旧津田駐在所) | 69.10 | | | 廃止 |
| 和水町福祉センター | 1,252.08 | 5,828,000 | 5,698,266 | 修繕対応 |
| ペーロン艇庫 | 94.00 | | 19,395 | 修繕対応 |
| (旧)菊水母子健康センター | 180.00 | | | 廃止 |

②施設の基本方針

学校統廃合によって廃校となった旧緑小学校(分校を含む。)は、売却を検討します。また、旧春富小学校については、地域の投票所や避難所機能を維持するとともに、周辺施設の整理統合を推進し、その機能を旧春富小学校に移転する方向で検討します。

和水町斎場は、2021年度から南関町と和水町の共有施設である「せきすい斎苑」に一本化され、斎場としての役目を終えました。築39年の経過による老朽化とこれまでの斎場としての使途を考慮すると用途変更、売却等は困難であることから、早急に除却することとします。

春富教職員住宅、津田住宅（旧津田駐在所）、旧菊水母子センター及び（旧）緑中学校（トイレ）は築年数が耐用年数を大幅に超過し、建物の健全度が著しく低下しています。今後、改修や建替えは行わず、計画的に除却することとします。

その他の施設について、当面は隨時修繕や適正な維持管理を行いながら、有効活用を図る施設運用を行っていきます。

II. 土木系公共施設

1. 道路

維持管理の基本方針

- 構造物（舗装・付帯設備等）毎に、定期的に点検・診断を実施します。

和水町が管理する道路（幹線道路及び生活道路）を対象として、道路舗装の維持管理を行なっていく上で、本町の現状を踏まえ、道路種別に応じた効率的かつ合理的な維持管理を行うことにより、今後集中すると予想される更新費用の平準化と維持管理コストの低減を目指します。

道路の維持管理については、「舗装個別施設計画」に基づき計画的な事業実施を目指し、舗装の維持管理費の縮減・平準化を図ります。

また、町の均衡ある発展には、住民生活に密接に関わる町道の整備が必要です。国・県道へのアクセス道路、集落間をつなぐ生活主要道路の整備、機能強化を推進して、住環境の改善にも取り組みます。

2. 橋りょう

維持管理の基本方針

和水町が管理する道路橋の数は178橋あり、経済活動、町民の生活を支えるインフラ施設として重要な役割を担っています。しかしながら、橋りょうの老朽化の中で安全安心を確保する維持補修費は今後さらに増大することが懸念されます。そこで、2021年度に「橋梁個別施設計画」を策定し、維持補修の優先度等を決定して修繕を実施しています。また、コスト縮減のため、従来の改修方針である事後保全型から予防保全型への転換を図り、橋りょうの長寿命化を実施します。

橋りょうの維持管理については、「橋梁個別施設計画」に基づき計画的な事業実施を目指し、舗装の維持管理費の縮減・平準化を図ります。

和水町公共施設等総合管理計画

2016年3月 発行

2022年3月 改訂

2023年3月 一部修正

編集：和水町総務課

〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田 3886

TEL 0968-86-3111 FAX 0968-86-4215

URL <http://www.town.nagomi.lg.jp/>